

第 1 1 自動火災報知設備の設置等に関する指導基準

1 用語の定義

(1) 警戒区域

火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することのできる最小単位をいう。

(2) アドレス感知器

固有の信号を発する感知器をいう。

(3) アドレス中継器

感知器に固有の信号を付加するための中継器をいう。

(4) 一系統

1 伝送線に接続される感知器又は中継器の受け持つ警戒範囲をいう。

(5) 感知区域

壁又は取付け面から 0.4 m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては 0.6 m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。

(6) 蓄積付加装置

受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。

(7) 移報用装置

自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

(8) 光警報装置

自動火災報知設備の受信機の地区音響装置（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）第 6 条の 4 に規定する装置をいう。以下同じ。）から発せられた信号を受信して、光により火災の発生を報知するものをいう。

(9) 光警報制御装置

地区音響鳴動装置から、音響や光により警報を発するための信号を受信し、光警報装置にこれらを発信するものをいう。

(10) 地区ベル接点

受信機又は中継器内に設けられた地区音響鳴動装置用の接続端子をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

（ア）電源の電圧及び容量が適正であること。

（イ）定格電圧が、60 V を超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。

（ウ）電源は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させず専用回路とすること。

ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれのないときは共用することができる。

イ 蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）に適合するものを使用すること。

ウ 開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示し、かつ、容易に遮断されないための措置を講ずること。●

(2) 非常電源

第4章第21「非常電源の設置等に関する指導基準」の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

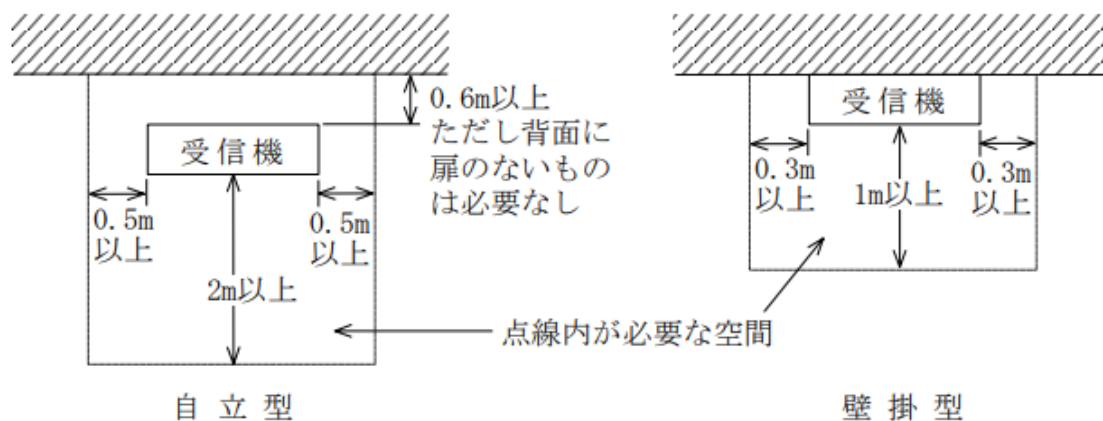
(3) 設置場所

ア 温度又は湿度が高く、衝撃、震動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

イ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。

なお、自立型の場合で背面にとびら等がないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができるものとする。【図1】



【図1】

ウ 地震等の震動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

エ 規則第24条第2号トの受信機のある場所相互間に設ける同時に通話することができる設備（以下「同時通話装置」という。）は、次に掲げるものをいう。

(ア) 発信機（P型1級、T型）

(イ) 非常電話

(ウ) インターホン

(エ) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの

オ 一の建築物は、当該建築物に設置される受信機で監視するものであること（ただし、カ又はキに該当する場合を除く。）。

カ 同一敷地内に自動火災報知設備が設置される建築物が2棟以上ある場合で、次のすべてに該当する場合は、令第32条又は条例第45条の規定を適用し、各棟を監視する各受信機を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設けることができる。

(ア) 防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる火災受信場所があること。

(イ) 各棟と火災受信場所との間に、同時通話装置が設けられていること。

キ 同一敷地内に自動火災報知設備が設置される建築物が2棟以上ある場合で、次のすべてに該当する場合は、令第32条又は条例第45条の規定を適用し、同一敷地内の火災受信場所に設置した1台の受信機で各棟を監視することができるものとする。

(ア) 防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる場所に火災受信所があること。

(イ) 各棟と火災受信所との間に、同時通話装置が設けられていること。

(ウ) 棟別に地区音響装置の鳴動を制御できる受信機を設置すること。

(エ) すべての棟に設置される自動火災報知設備の設置及び維持すべき義務を負うものが同一であること。

(オ) 受信機を設置しない棟は、規則第12条第1項第8号に該当しないこと。

ク 放送設備が設置されている防火対象物にあっては、操作部と併設すること。▲

(4) 機器

ア 検定品であること。

イ 一の表示窓には、2以上の警戒区域を表示しないこと。

ウ 主電源は、原則として交流電源とすること。

エ 増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。

オ 感知器等を他の設備と兼用するものにあっては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあっては、この限りでない。

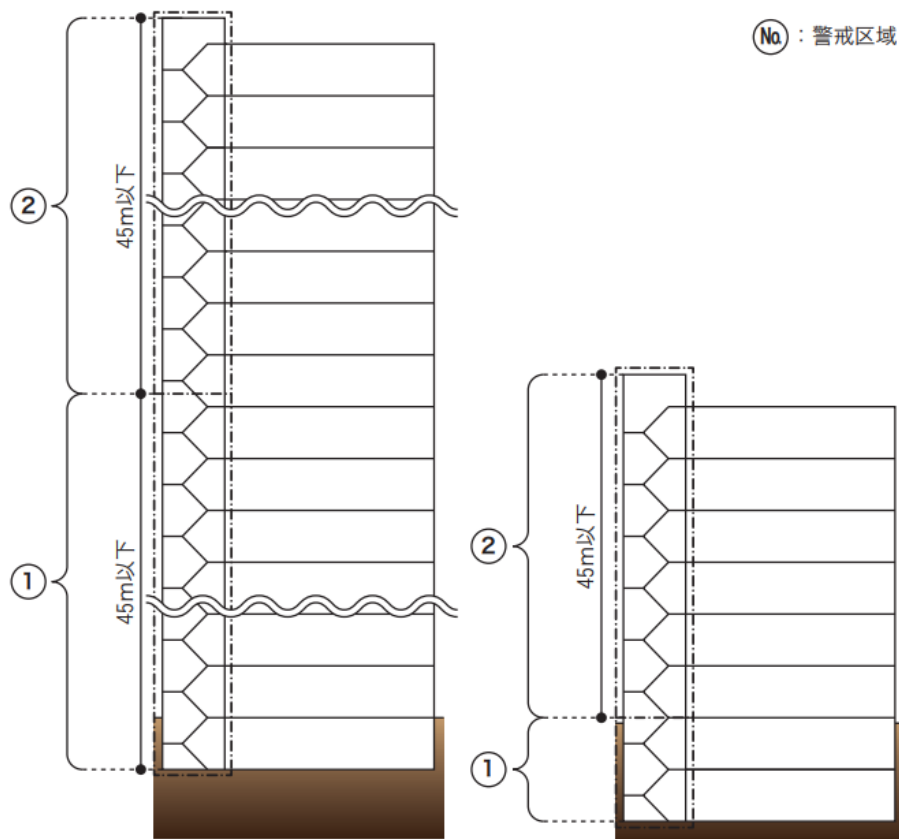
(5) 警戒区域

ア 2以上の独立した建築物にわたらないこと。

イ 表示窓等は、警戒区域、名称等を適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。

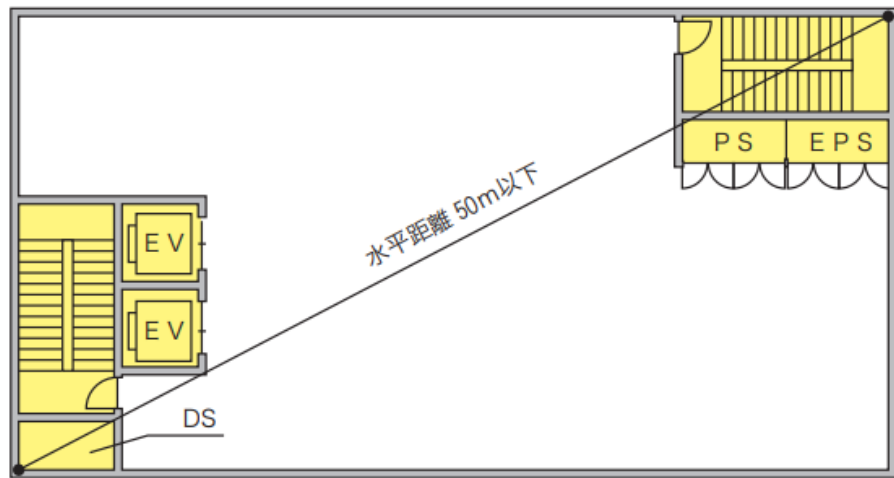
ウ 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が500㎡以下の場合で、警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。

エ 階段、傾斜路等にあっては、高さ4.5m以下ごとに1の警戒区域とすること。ただし、地下2階以下にわたる階段又は傾斜路は、別警戒区域とすること。▲【図2】



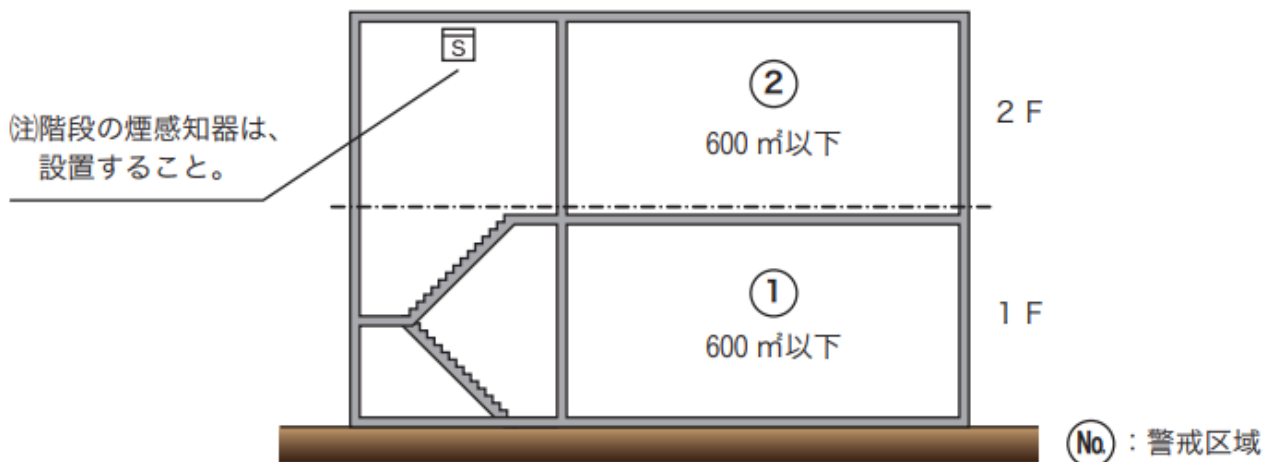
【図2】

オ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。【図3】



【図3】

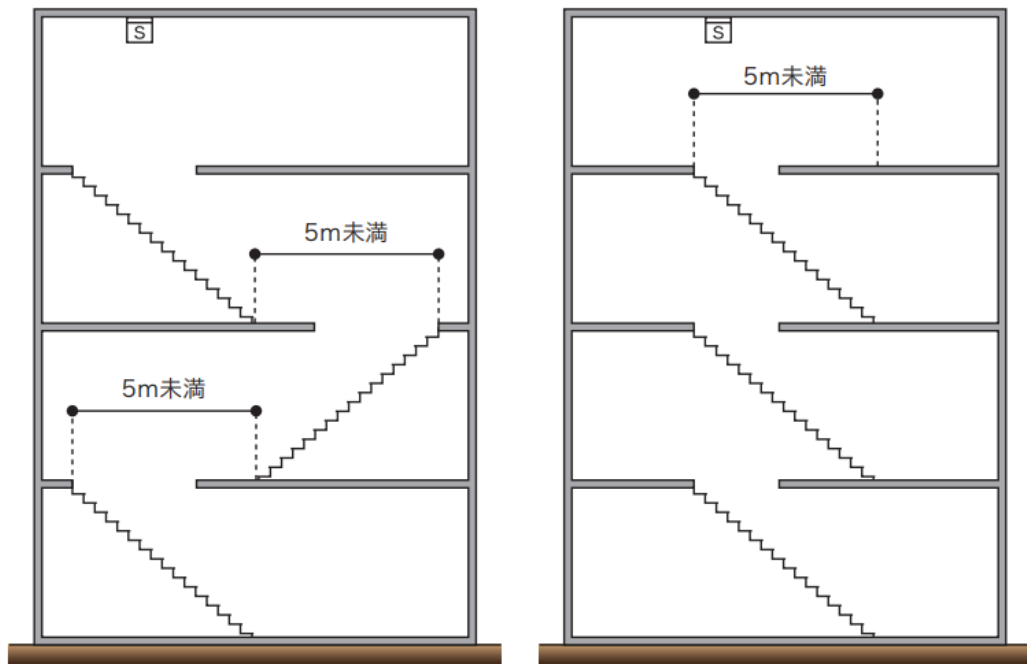
カ 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。【図4】



【図4】

キ 外気に面して常時開放された下屋（車庫、倉庫等）で、規則第23条第4項第1号口に掲げる場所の警戒区域は、当該部分を含めて設定すること。ただし、軒下等で感知器が設置されない場合は、警戒区域の面積に含めないことができるものとする。

ク 各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、当該階段を直通階段とみなし警戒区域を設定することができる。【図5】



【図 5】

ケ 警戒区域は、防火対象物の防火区画、避難区画等にまたがらないように設定されていること。▲

(6) 蓄積機能

5 蓄積機能によること。

(7) 地区音響装置の鳴動停止機能

地区音響装置と放送設備が併設される場合は、非常放送中に地区音響装置の鳴動を自動的に停止するように措置すること。●

(8) 再鳴動機能

規則第 24 条第 2 号ハの規定によるほか、次によること。

なお、放送設備を規則第 25 条の 2 に定めるところにより設置し、自動火災報知設備の作動と連動して警報を発するように措置されている場合は、再鳴動機能を要さないものであること。ただし、受信機の非常放送連動停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を、当該受信機の付近に掲示、書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。

ア 再鳴動機能付きの受信機のうち、地区音響装置の再鳴動機能に係る規格が改正された前後に型式承認を受けたものについては、【表 1】を参考として確認すること。

なお、平成 10 年以降に型式承認を受けた受信機（型式承認番号が「受第 10～〇〇号」以降のもの）はすべて再鳴動機能付である。

イ 規則第 24 条第 2 号ハの規定が適用されない防火対象物において、地区音響装置の再鳴動機能を有していない受信機を設置している場合にあっては、地区音響停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を、当該受信機の付近に掲示、書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。

【表1】

ニッタン株式会社

種 別	型式承認番号
P型2級	受第9～103号、受第9～112号
P型1級	受第9～101号、受第9～102号、受第9～102～1号、受第9～102～2号、受第9～102～3号、受第9～108号、受第9～110号
GP型1級	受第9～109号、受第9～111号
R型	受第9～105～1号、受第9～105～2号、受第9～105～3号、受第9～105～4号、受第9～105～6号
GR型	受第9～104～1号、受第9～104～2号、受第9～104～4号、受第9～106～1号、受第9～107～1号

日本ドライケミカル株式会社

種 別	型式承認番号
P型2級	受第9～116号
P型1級	受第9～113号、受第9～114号、受第9～115号

能美防災株式会社

種 別	型式承認番号
P型2級	受第9～129号
P型1級	受第9～122号、受第9～122～1号、受第9～122～2号、受第9～122～3号、受第9～122～4号、受第9～123号
R型	受第9～124
GR型	受第9～125号、受第9～126号、受第9～126～1号、受第9～127号、受第9～127～2号

ホーチキ株式会社

種 別	型式承認番号
P型2級	受第7～49号、受第9～119号、受第9～120号、受第9～121号
P型1級	受第7～48号、受第7～48～1号、受第9～117号、受第9～118号、受第9～118～1号、受第9～118～2号、受第9～118～3号

ヤマトプロテック株式会社

種 別	型式承認番号
P型2級	受第7～54号
P型1級	受第7～53号、受第7～53～1号

3 感知器

(1) 適応感知器及び設置場所

ア 感知器の選択方法

感知器は、規則第23条第4項から第8項までの規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること

(ア) 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次に該当する場所に適応する感知器を別表1、別表2により決定すること。

a 別表1の適用

規則第23条第4項第1号ニ（イ）から（ト）まで及び同号ホ（ハ）に掲げる場所

b 別表2の適用

(a) 規則第23条第5項各号に掲げる場所のうち、別表2の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。

(b) 規則第23条第6項第2号及び第3号に掲げる場所のうち、別表2の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。

(c) 前(a)又は前(b)により煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある場所に設置する場合にあつては、別表2中の適応熱感知器を設置すること。

(イ) 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能（種類、感度種別、公称差動温度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが前（ア）の設置条件に適応する感知器を設置すること。

イ 感知器の設置方法

感知器を前アにより設置する場合は、規則第23条第4項第3号から第9号までの規定によるほか、次によること。

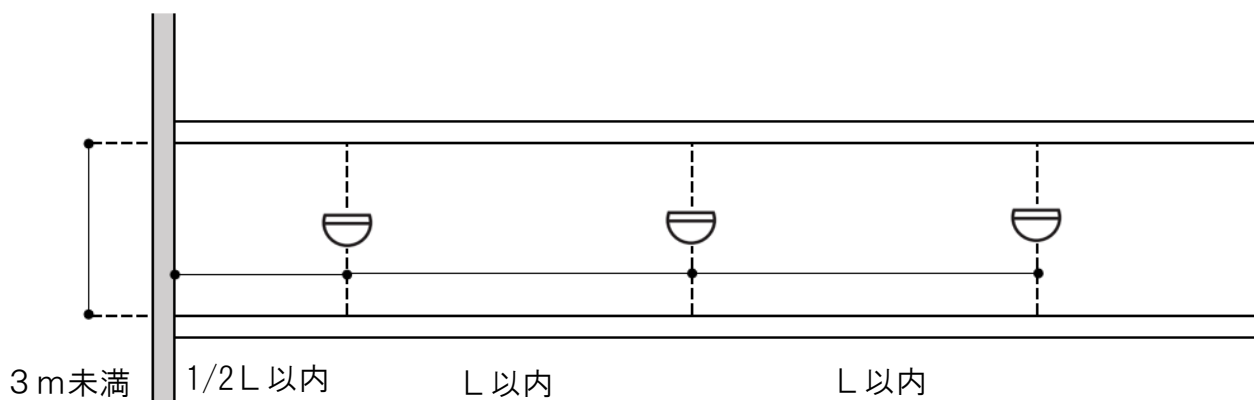
(ア) 規則第23条第4項第2号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあつては、有効に感知できる部分に限り令第32条又は条例第45条の規定を適用し、別表1又は別表2に定める感知器を設置することができる。

(イ) 前（ア）により廊下、通路等（幅員3m未満のものに限る。）に熱感知器を設置する場合は、次によること。

a 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建物構造と感知器種別に応じ、【表2】に示す歩行距離以内ごとに1個以上の感知器を設置するものであること。【図6】

【表2】

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	15m	13m	13m	10m
非耐火	10m	8m	8m	6m



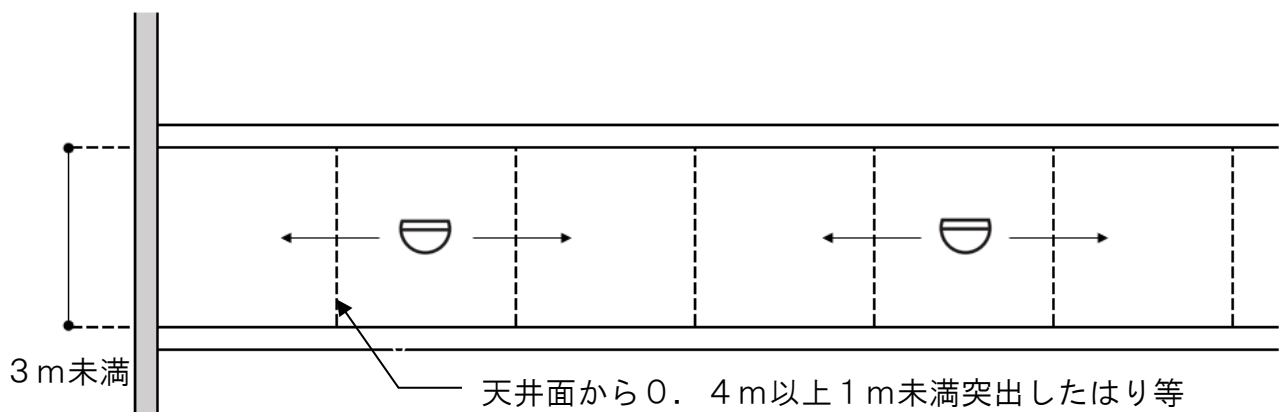
(注) Lは歩行距離とする。

【図 6】

- b 廊下又は通路等の天井面から0.4 m以上1 m未満の突出したはり等により小
 区画が連続する場合は、建物構造と感知器種別に応じ、【表 3】に示す面積以内に
 隣接する感知区域を一の感知区域とすることができるものであること。【図 7】

【表 3】

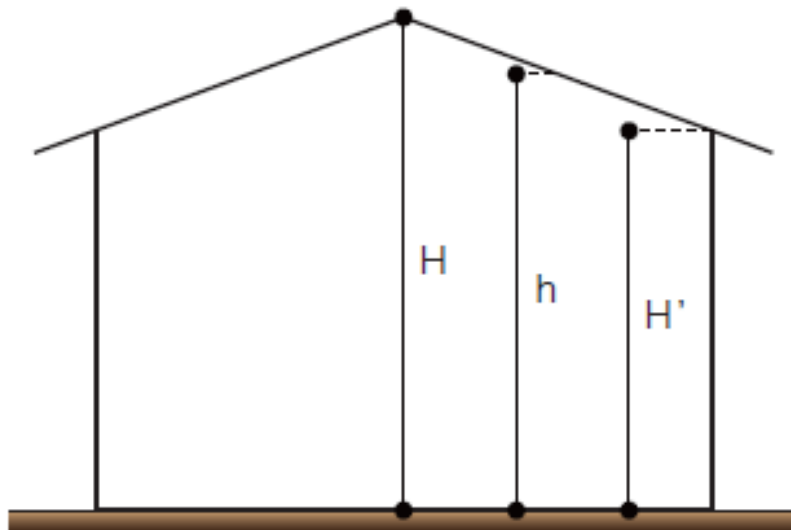
建物構造 \ 感知器種別	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1 種	2 種	特種	1 種
耐 火	2 0 m ²	1 5 m ²	1 5 m ²	1 3 m ²
非 耐 火	1 5 m ²	1 0 m ²	1 0 m ²	8 m ²



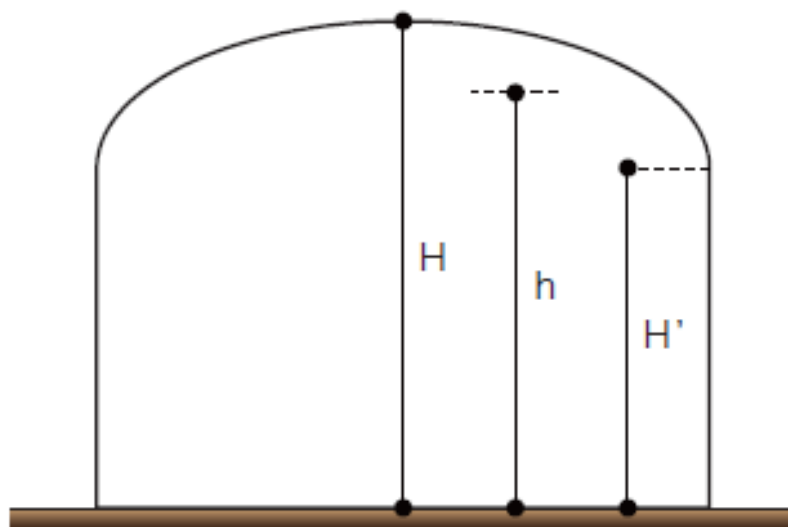
【図 7】

- ウ 取付け面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、
 周囲の状況から判断して出火が予想される収納物が通常の状態において床面より高
 い位置で収納される倉庫、格納庫にあってはこの限りでない。【図 8】【図 9】【図 1
 0】【図 1 1】

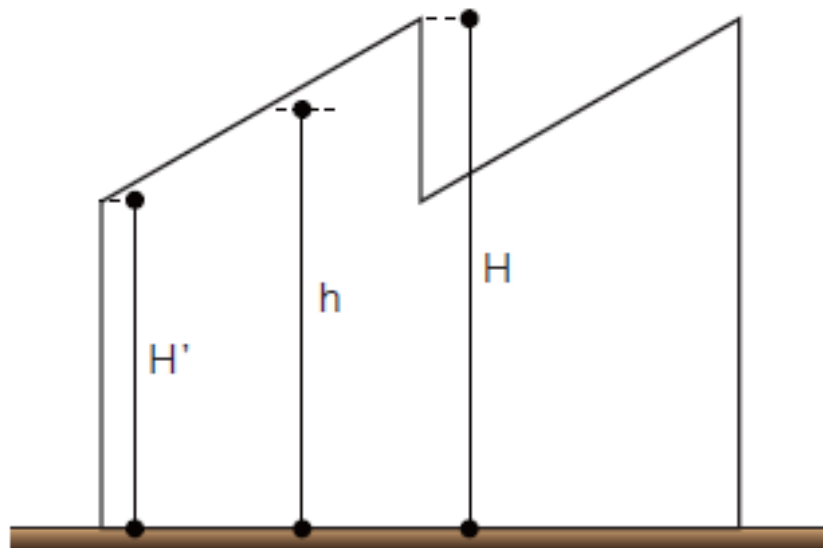
$$h \text{ (取付け面の高さ)} = \frac{H \text{ (取付け面の最頂部)} + H' \text{ (取付け面の最低部)}}{2}$$



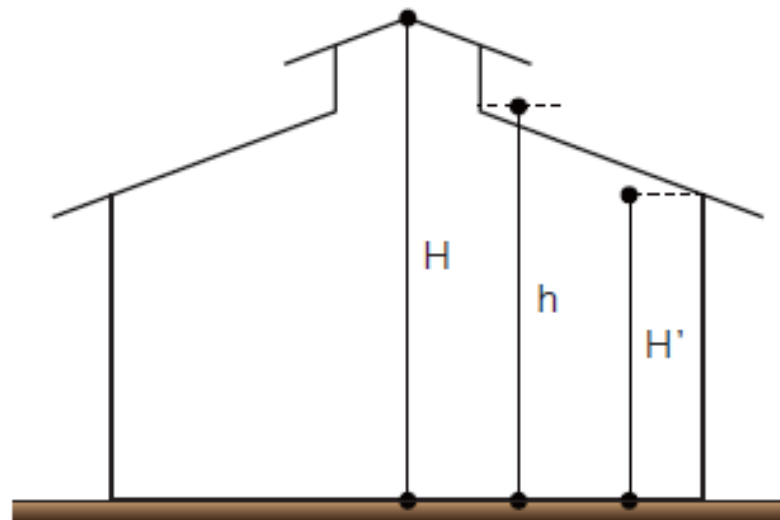
【図 8】 傾斜形天井等の例



【図 9】 アーチ、ドーム形の天井等の例

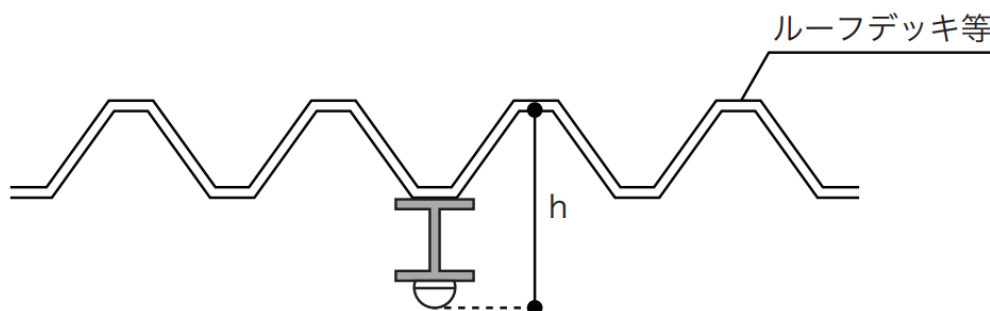


【図 1 0】 のこぎり形天井等の例



【図 1 1】 越屋根天井等の例

エ 感知器の感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合は最頂部から感知器下端までとすること。【図 1 2】



【図 1 2】

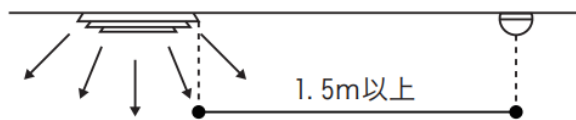
オ 取付け面の高さが8 mを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認める場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により火災を有効に感知できる部分には、令第32条又は条例第45条の規定を適用し、定温式又は差動式スポット型の感知器を設置することができる。この場合において、一の感知器の受け持つ感知面積は、次の式によること。

$$\text{感知面積} = \frac{8}{\text{取付け面の高さ}} \times \left(\begin{array}{l} \text{規則第23条第4項第3号口の表中} \\ 4\text{ m以上}8\text{ m未満の欄に定める面積} \end{array} \right)$$

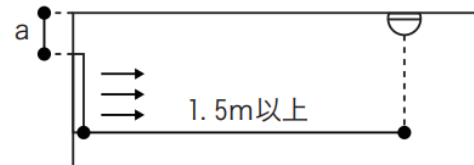
キ 換気口等の付近については(差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。)、次により設けること。ただし、吹出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(ア) 換気口等の空気吹出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5 m以上離して感知器を取付けること。【図13】

(イ) 換気口等の空気吹出し口が、天井面から1 m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5 m以上離れた位置に感知器を設置すること。ただし、吹出し口が天井面から1 m以上離れた壁体に設けられている場合は、1.5 m以内とすることができる。【図14】



【図13】



aの距離が1 m以上の場合は状況により1.5 m以内とすることができる。

【図14】

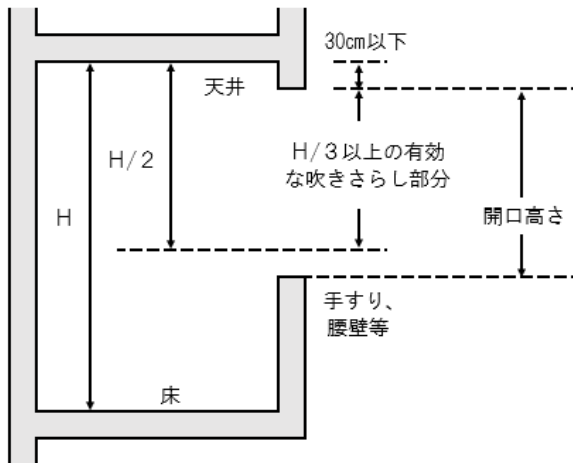
ク 規則第23条第4項第1号口に規定する「外部の気流が流通する場所」として、開放型の廊下、通路及び庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分(常時開放されている部分に限る。)は【表4】に示すとおりとする。

【表 4】

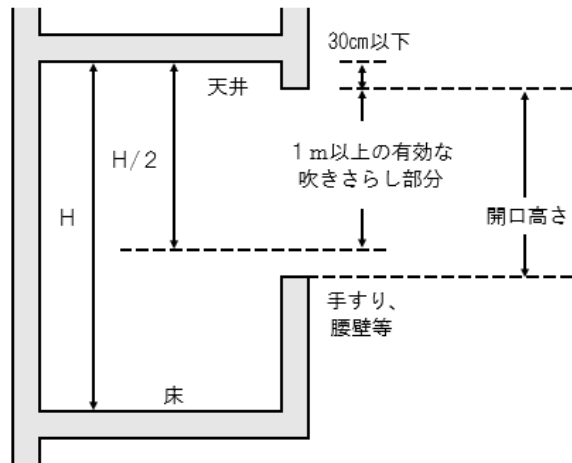
		開口高さが 5 m 未満の場合【図 1 5】	開口高さが 5 m 以上の場合【図 1 6】
直接外気に面する部分の断面形状	有効な吹きさらし部分の高さ	1 m 以上の高さ又は天井高（※ 1）の 3 分の 1 以上であること。	天井高の 3 分の 1 以上であること。
	有効な吹きさらし部分の位置	天井高の 2 分の 1 の位置より上に存していること。	
	垂れ壁（※ 2）が存する場合	天井面から垂れ壁等の下端までは 30 cm 以下であること。	天井高の 6 分の 1 未満であること。
外部の気流が流通する場所の範囲【図 1 7】		直接外気に面する部分から概ね 5 m の範囲	直接外気に面する部分から概ね開口高さの距離の範囲

※ 1 天井（天井がない場合は屋根）までの高さ

※ 2 ルーフデッキ等と梁の場合は、最頂部から梁の下端までとする。【図 1 2】 参照

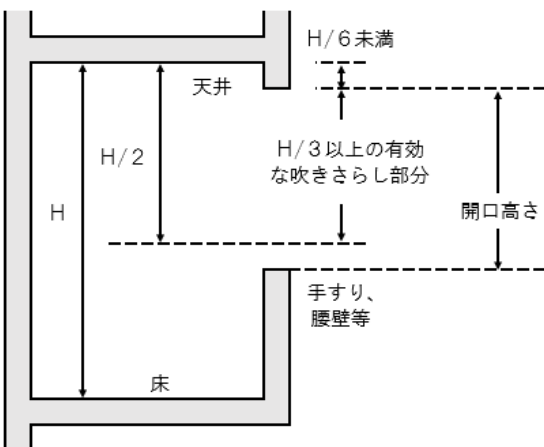


（有効な吹きさらし部分が天井高の 1/3 以上あるもの（例））



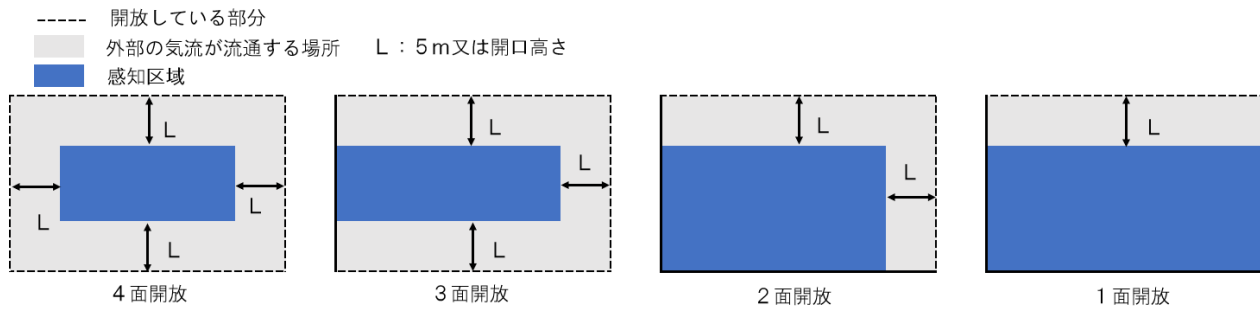
（有効な吹きさらし部分が天井高の 1 m 以上あるもの（例））

【図 1 5】



（有効な吹きさらし部分が天井高の 1/3 以上あるもの（例））

【図 1 6】

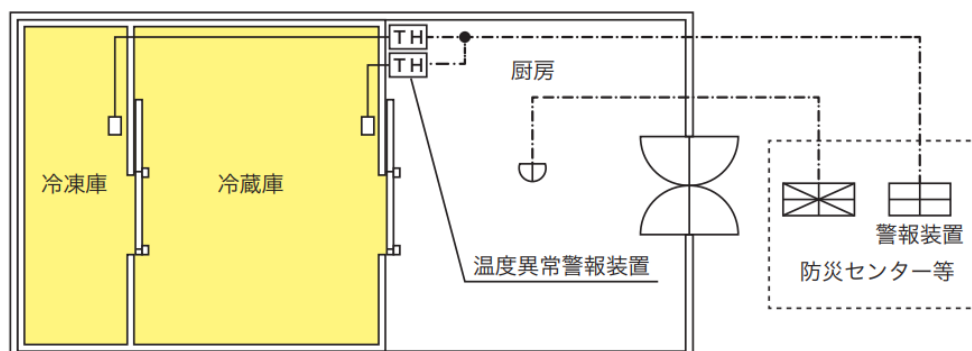


【図 1 7】

(2) 感知器を要しない場所

規則第23条第4項第1号イからハによるほか、次によること。

- ア 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所
- イ 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所
- ウ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。ただし、次の場所を除く。
 - (ア) 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当機器個々のヒーターの出力が2kWを超える場合
 - (イ) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、機器個々のヒーターの出力が2kWを超える場合
 - (ウ) 給湯器、温風ヒーター(固定したもの)、衣類乾燥機等を設置する部分(衣類乾燥機一体型UBは除く。)
 - (エ) 機械浴室
- エ 主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し又は可燃性の装飾材料を使用しない洗面所、流し等の用途に供する場所
- オ 開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室に供する場所
- カ 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調整装置を設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合【図18】



【図 1 8】

- キ 特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火構造とした建築物の天井裏、小屋裏で不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分

ク 水平断面積 1 m^2 未満のパイプシャフト、メーターボックス等【図 19】

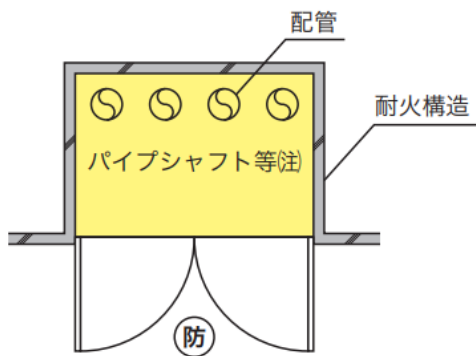
ケ 耐火構造の壁で造られ、各階又は2の階以下ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものが設けられているパイプシャフト等。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。【図 20】

(ア) 電気シャフト（水平断面積 1 m^2 以上で高圧機器等がある場合に限る。）

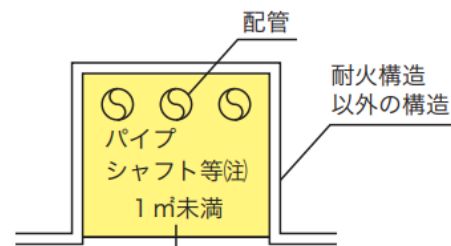
なお、高圧機器等とは直流 750 V 、交流 600 V を超えるものをいう（配線・ケーブルが電気シャフトを貫通して接続部分がないものを除く。）。

(イ) 可燃性物品等の集積により出荷危険がある部分

(ウ) 水平区画に部分的な開口部があるもの（部分的な開口部の水平断面積の合計が 1 m^2 未満のものも含む。）



【図 20】



防：防火設備その他これと同等以上のもの

【図 19】

コ 開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路の部分

サ プール上部、プールサイド上部（乾燥室、売店等の付属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分

シ 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分を含む。）

(ア) 浄水場又は污水处理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分

(イ) サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分

(ウ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分

ス 押入れ（収納内に中段を設け布団を収納できるもの）又は物置等で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 1 m^2 以下のもの

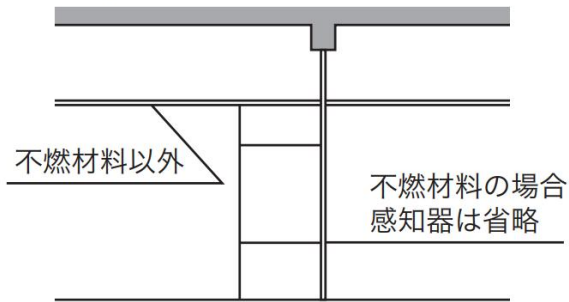
(イ) 3.3 m^2 以下で次のいずれかに該当するもの【図 21】から【図 30】

a その場所でも出火した場合でも延焼のおそれのない構造であること。

b その上部の天井裏に感知器を設けられていること。

(その1)

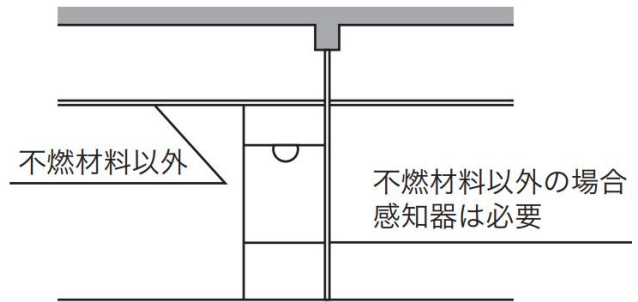
耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



【図 2 1】

(その2)

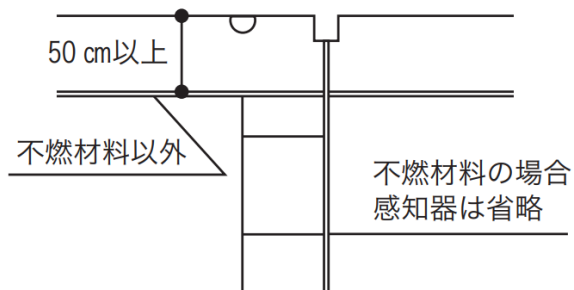
耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



【図 2 2】

(その3)

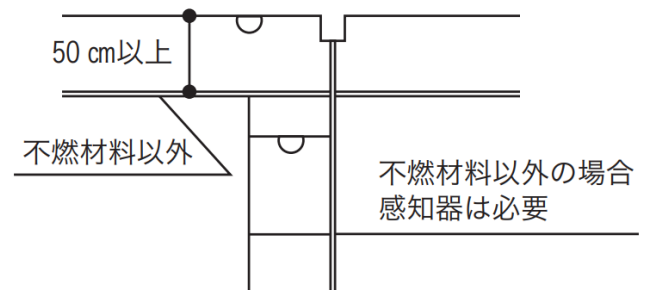
耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）



【図 2 3】

(その4)

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）



【図 2 4】

(その5)

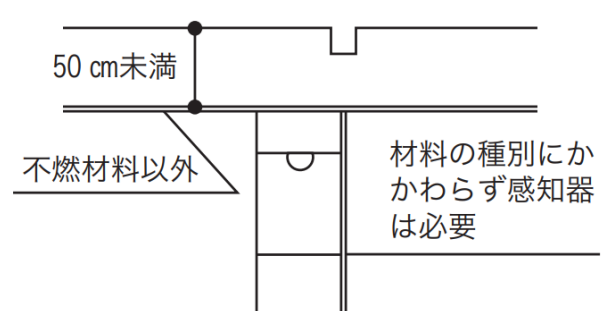
耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



【図 2 5】

(その6)

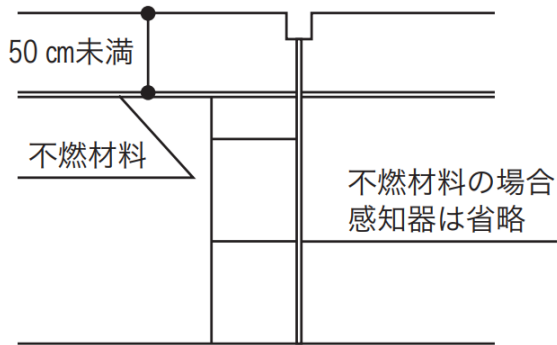
耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



【図 2 6】

(その7)

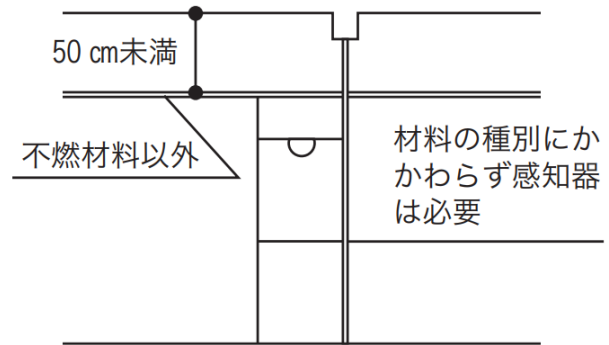
耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



【図 2 7】

(その8)

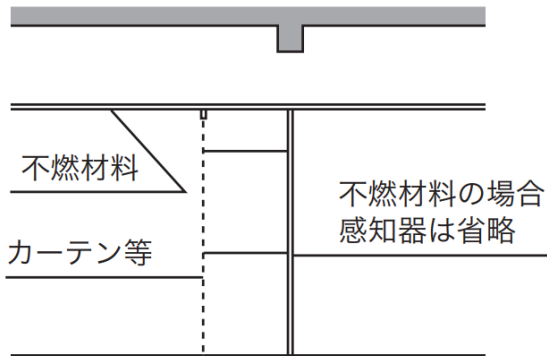
耐火構造以外（天井裏に感知器がない場合）



【図 2 8】

(その9)

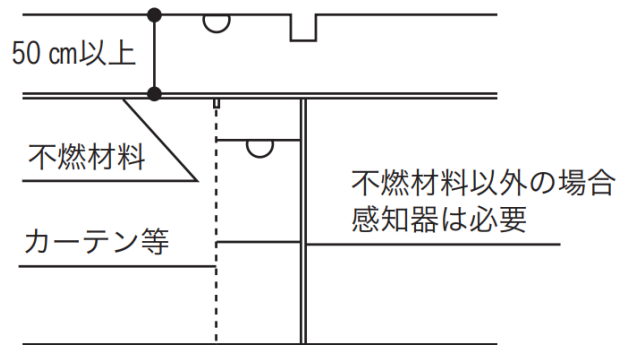
耐火構造（天井裏に感知器がない場合）



【図 2 9】

(その10)

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）

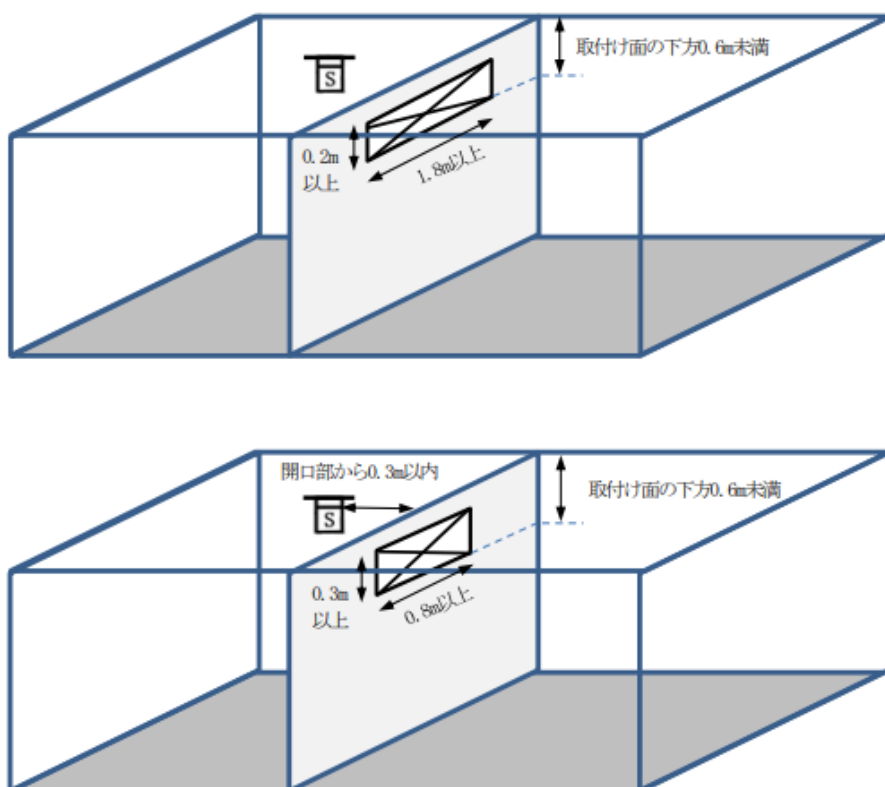


【図 3 0】

(3) 感知区域

ア 煙感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付け面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方0.2m以上×1.8m以上の間隙）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。

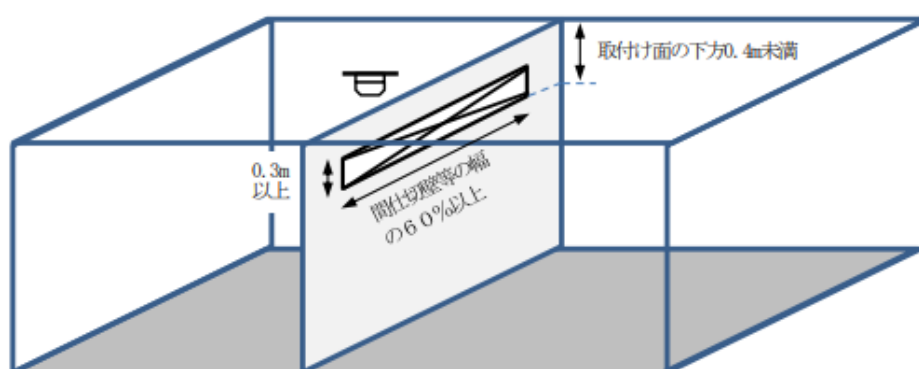
また、間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.8m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。【図 3 1】



【図 3 1】

イ 熱感知器の感知区域を構成する間仕切壁等の上方（取付け面の下方0.4 m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方0.3 m以上×間仕切壁等の幅の60パーセント以上の間隙）を設け、感知区域全体の中央付近に感知器を設けた場合は、当該隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。

【図 3 2】



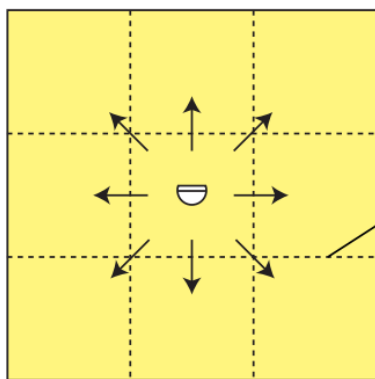
【図 3 2】

ウ 規則第23条第4項から第6項に定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

（ア）1 m未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、【表 5】に定める範囲の隣接する感知区域を1の感知区域とすることができる。【図 3 3】から【図 3 5】

【表 5】

感知器の種類		作動式 分布型		作動式 スポット型 補償式 スポット		定温式 スポット型		煙感知器		
使用場所 の構造	取付点の高 さ	1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種	3 種
耐火	4 m 未満	25 m ²	20 m ²	20 m ²	15 m ²	15 m ²	13 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²
	4 m～8 m							40 m ²	40 m ²	
	8 m～15 m									
	15 m～20 m									
準耐火	4 m 未満	20 m ²	20 m ²	15 m ²	10 m ²	10 m ²	8 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²
	4 m～8 m							40 m ²	40 m ²	
	8 m～15 m									
	15 m～20 m									

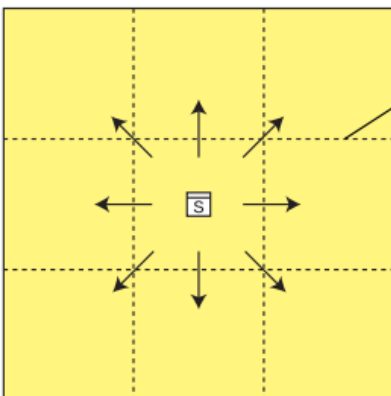


0.4m以上 1m未満のはり等



【表 5】に定める面積

【図 3 3】

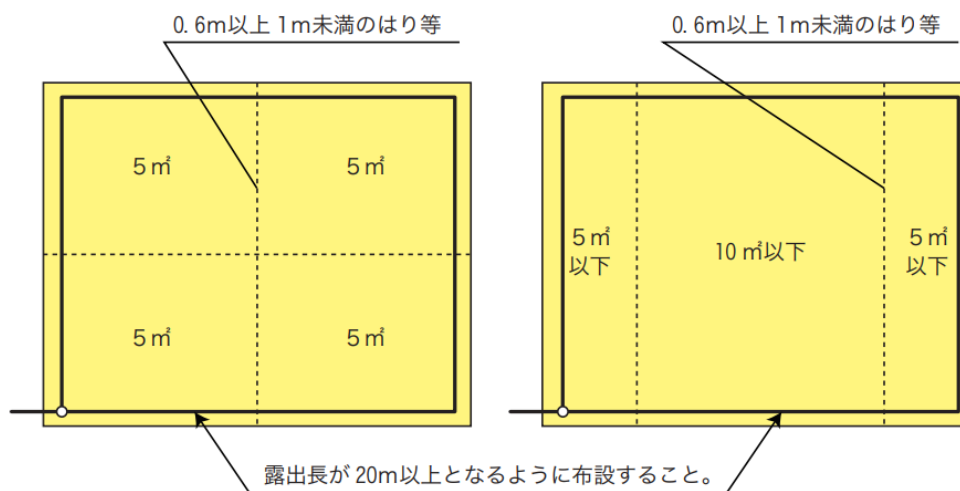


0.6m以上 1m未満のはり等



【表 5】に定める面積

【図 3 4】



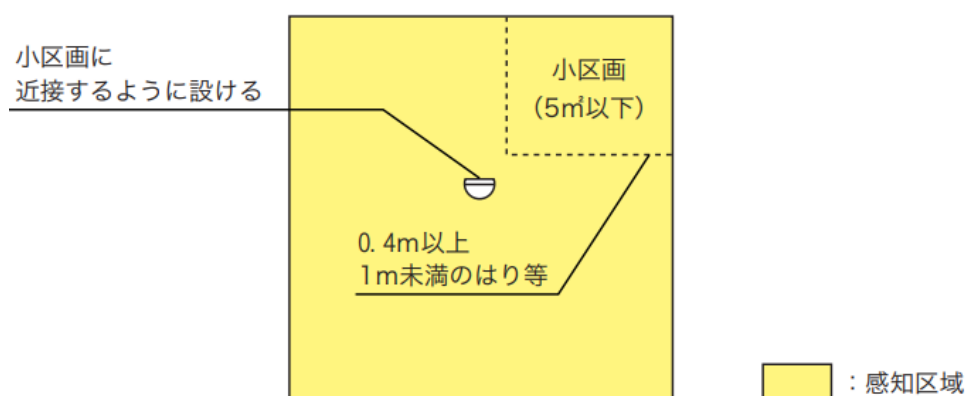
【図 3 5】

(イ) 短辺が 3 m 未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が【表 6】に定める数値以内ごとに 1 個以上設置することができる。

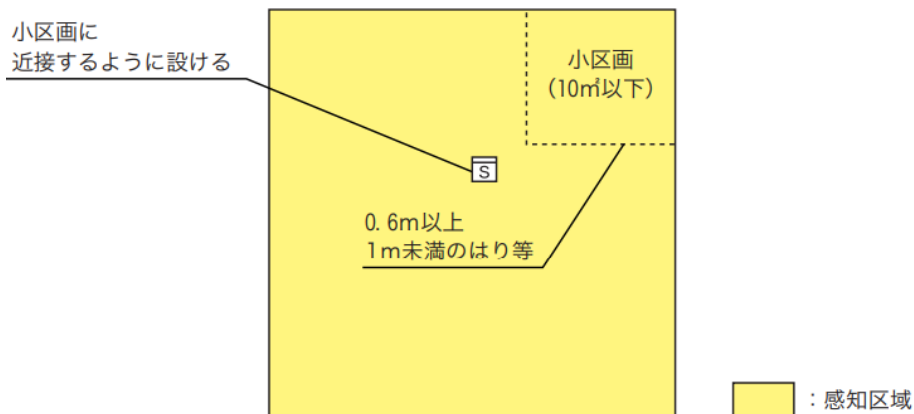
【表 6】

	差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
	1 種	2 種	特種	1 種	
耐火	1 5 m	1 3 m	1 3 m	1 0 m	廊下、通路に準じて設けること
非耐火	1 0 m	8 m	8 m	6 m	

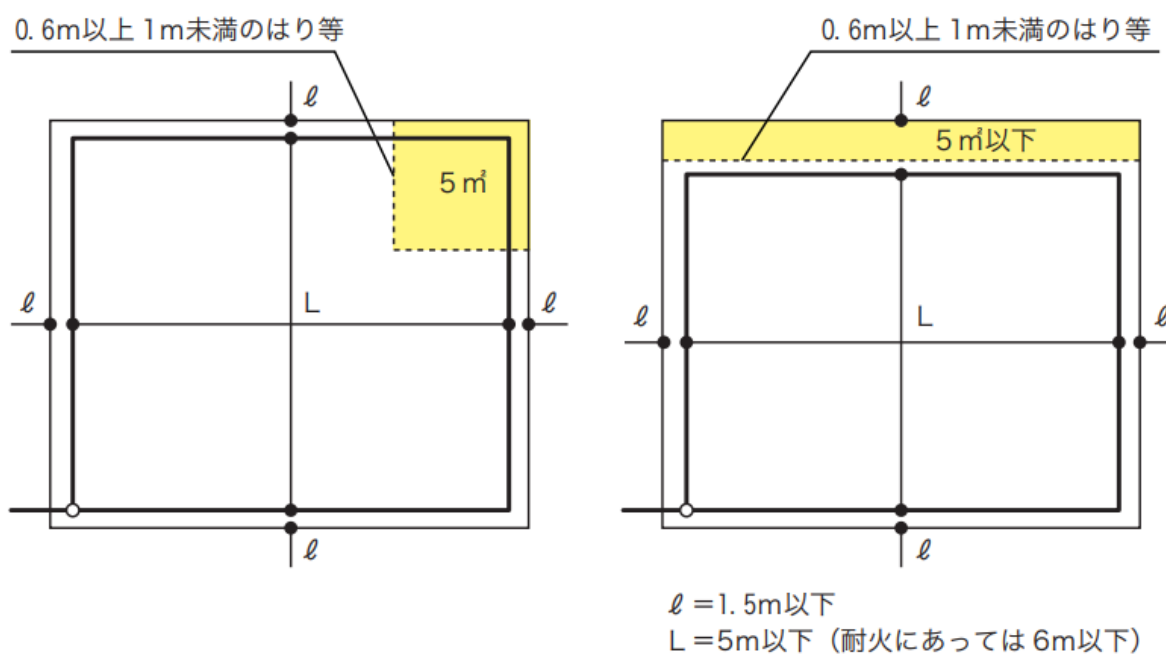
(ウ) はり等の深さ 0. 6 m 以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあつては 0. 4 m 以上）1 m 未満のもので区画された 5 m² 以下（煙感知器にあつては 1 0 m² 以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。【図 3 6】から【図 3 8】



【図 3 6】



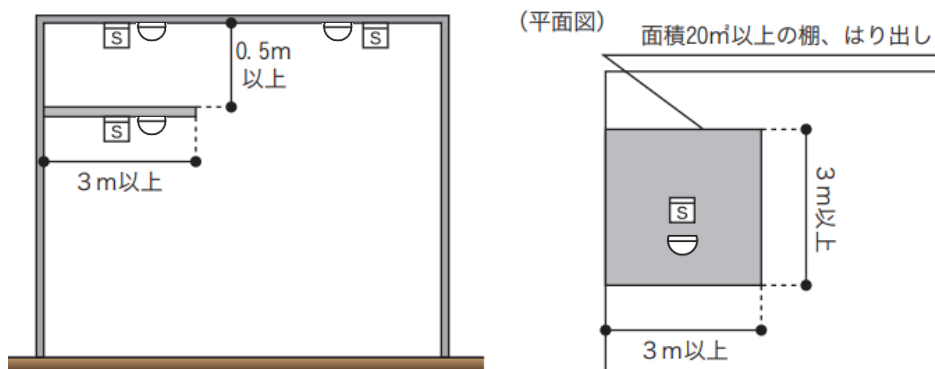
【図 3 7】



【図 3 8】

エ 取付面の下方 0.5m 以上の部分に短辺が 3m 以上、かつ、20㎡以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とする。● 【図 3 9】

(棚、はり出しの場合の例)



【図 3 9】

オ 押入等の感知区域については、次によること。

（ア）押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

（イ）感知器は、原則として押入等の上段部分に１個以上設けること。

カ 火災の感知を妨げる障害物がないこと。

キ スポット型の感知器は、１の感知区域で極端に偏在しないように設置すること。

ただし、天井高さ４ｍ未満の水平面に取付ける場合で、取付面のどの部分からも【表７】の距離以内となる場合は、この限りでない。

【表７】

建物構造	感知器種別	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		
		１種	２種	特種	１種	２種
耐火		９ｍ	８ｍ	８ｍ	７ｍ	４ｍ
非耐火		６ｍ	６ｍ	６ｍ	５ｍ	４ｍ

（４）機器

ア 検定品であること。

イ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設置する場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

（５）設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うことが困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面の高い場所等）に設置するものは、感知器の試験器を設けること。
この場合、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に表示された指定長以内とすること。

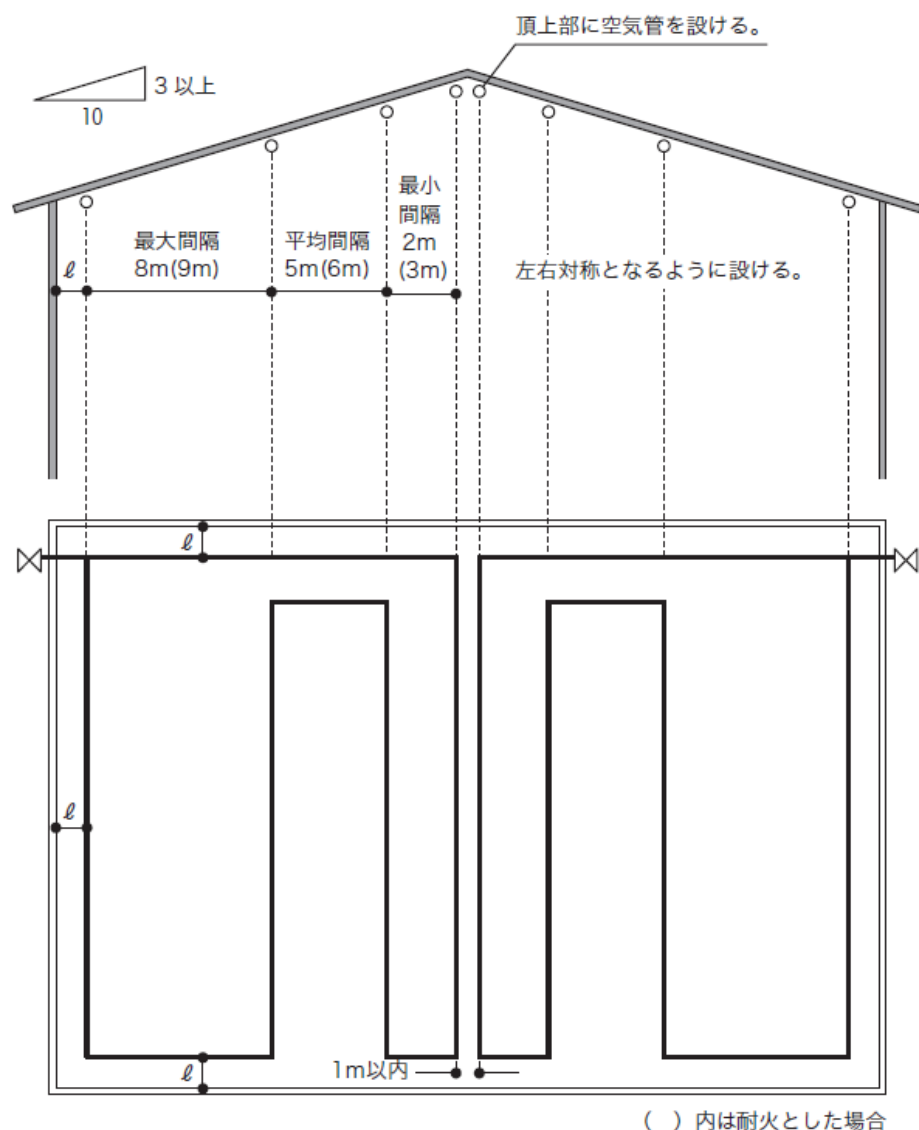
イ 差動式分布型（空気管式）感知器

（ア）空気管を敷設する場合で、メッセンジャーワイヤーを使用する場合（空気管とメッセンジャーワイヤーのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

（イ）１０分の３以上の傾斜をもつ天井に敷設する場合は、その頂上部に空気管を取り付け、かつ、当該天井面の上方にあつては２ｍ（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては３ｍ）、下方にあつては８ｍ（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては９ｍ）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は５ｍ（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては６ｍ）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に敷設するときの間隔（一辺省略の例）とする。

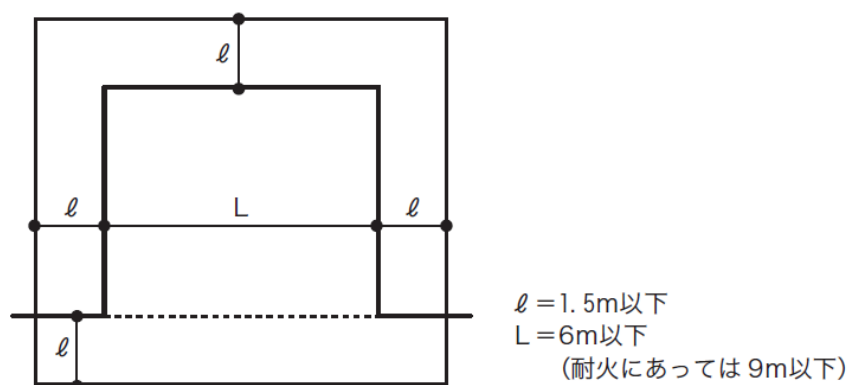
【図４０】

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。
また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設置すること。

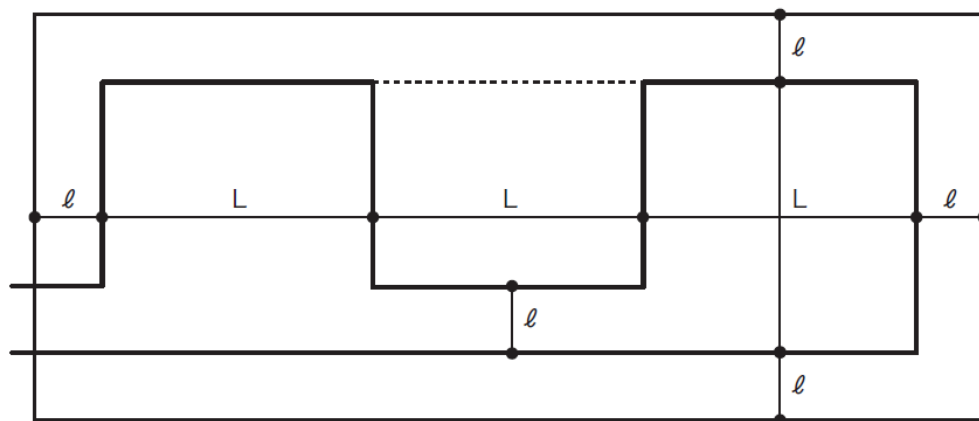


【図 4 0】

(ウ) 相対する感熱部の相互間隔は、6 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9 m）以下とすること。ただし、【図 4 1】から【図 4 5】の例により設置する場合は、この限りでない。

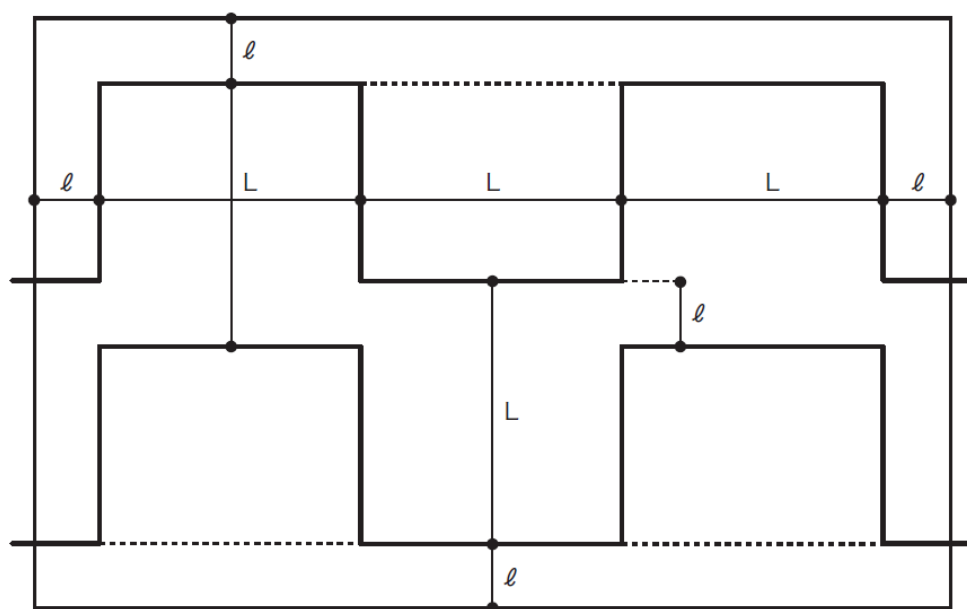


【図 4 1】一辺省略の例



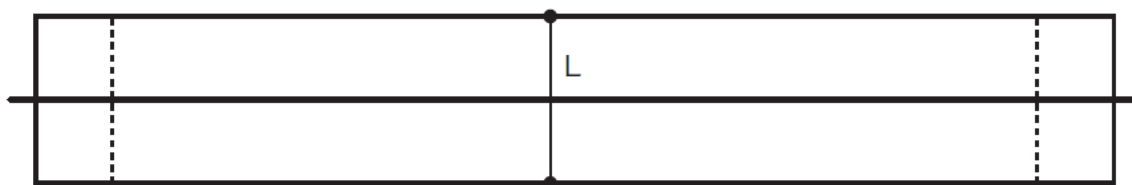
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあつては 9m 以下）

【図 4 2】一辺省略の例



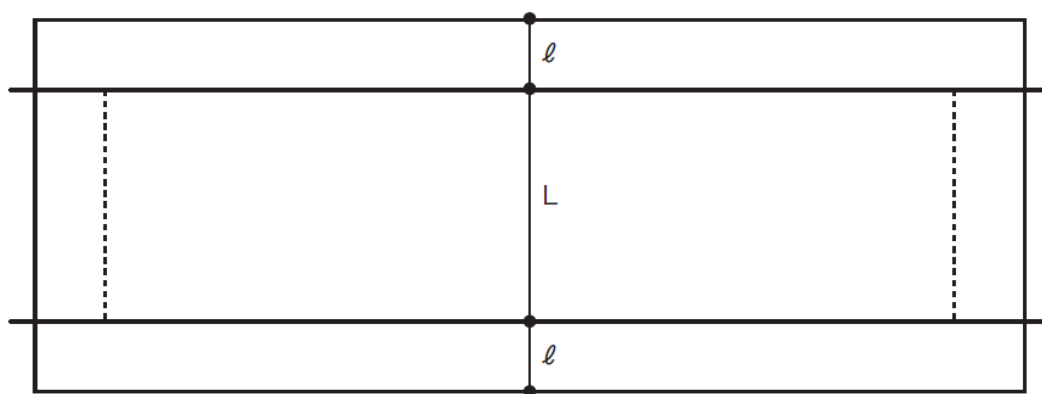
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあつては 9m 以下）

【図 4 3】一辺省略の例



$L = 2\text{m}$ 以下（耐火にあつては 3m 以下）

【図 4 4】二辺省略の例

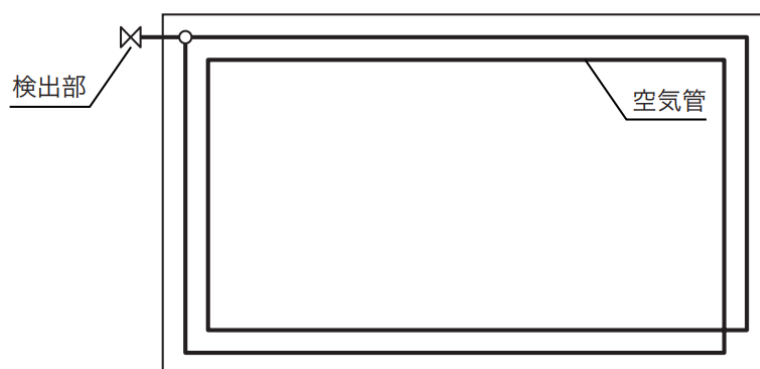


$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

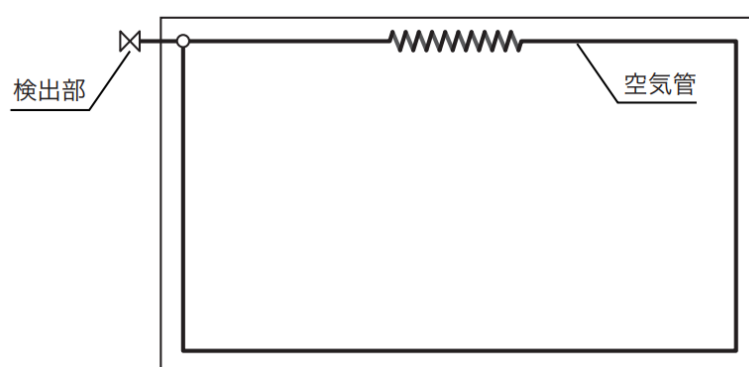
$L = 5\text{m}$ 以下（耐火にあつては 6m 以下）

【図 4 5】二辺省略の例

（エ）空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が 20m に満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすること。【図 4 6】【図 4 7】



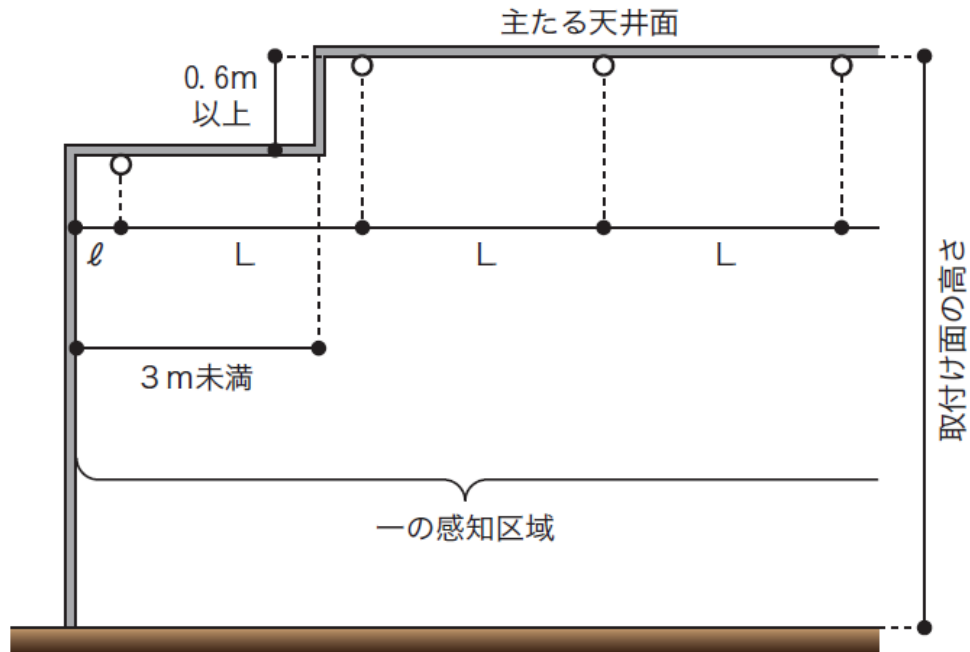
【図 4 6】二重巻きの例



【図 4 7】コイル巻きの例

（オ）深さ 0.3m 以上 0.6m 未満のはり等で区切られた小区画が連続しており、はり間隔 2m 以下の区画にあつては、区画ごとに長辺に平行して 1 本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔 1.5m 以下の区画にあつては、1 区画おきに設けること。●

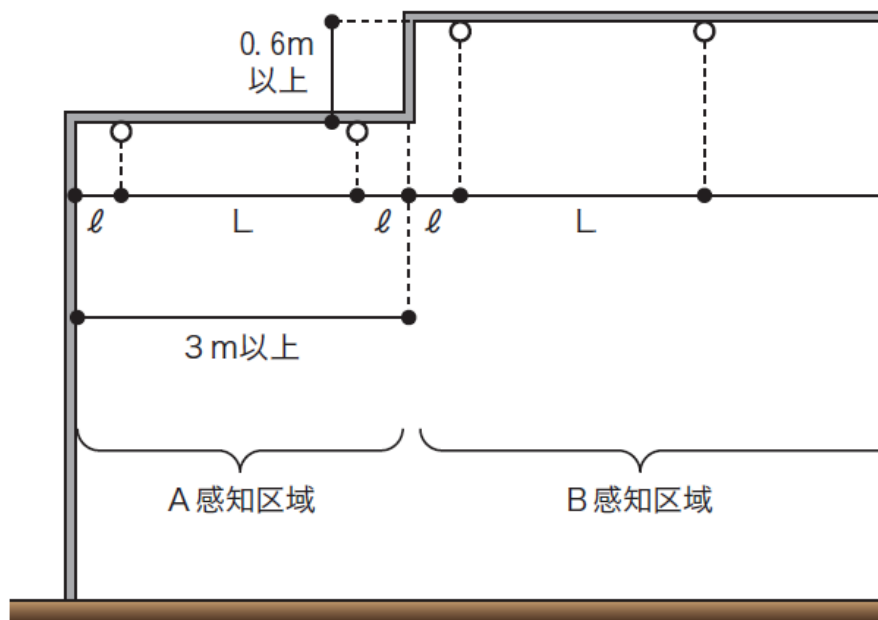
(カ) 主たる天井面より0.6m以上低い段違いが側壁面側にあり、その幅が3m未満の場合は高い天井面と同一感知区域とすることができる。ただし、低い段違いの幅が3m以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。【図48】【図49】



$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあっては9m以下）

【図48】段違いの低い部分の幅が3m未満の場合

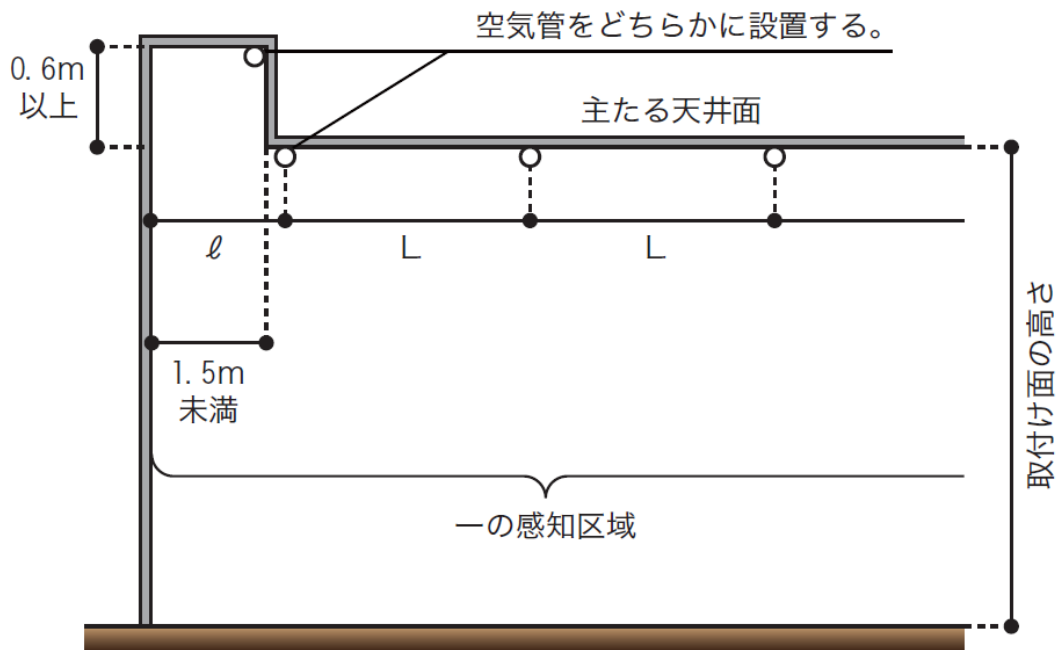


$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあっては9m以下）

【図49】段違いの低い部分の幅が3m以上の場合

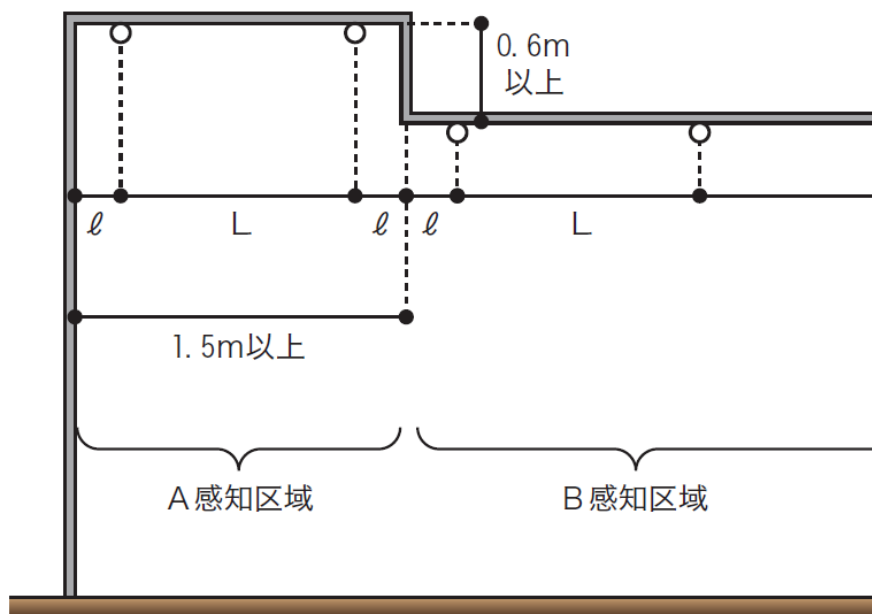
(キ) 主たる天井面より0.6m以上高い段違いが壁面側にあり、その幅が1.5m未満の場合は同一感知区域とすることができる。ただし、高い段違いの幅が1.5m以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。【図50】【図51】



$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下 (耐火にあっては 9m 以下)

【図50】段違いの高い部分の幅が1.5m未満の場合

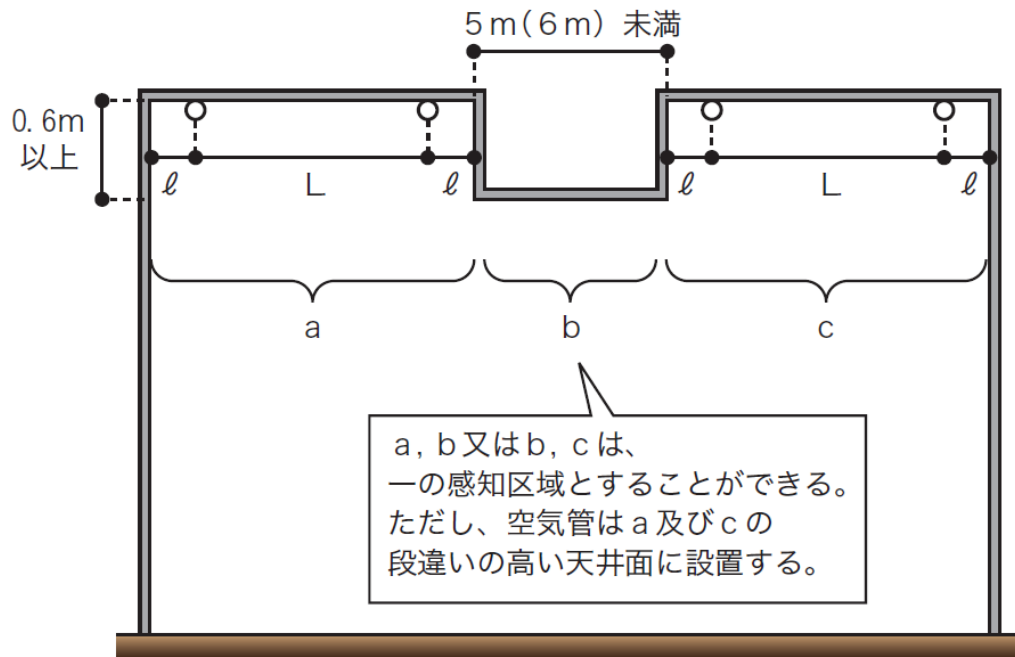


$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下 (耐火にあっては 9m 以下)

【図51】段違いの高い部分の幅が1.5m以上の場合

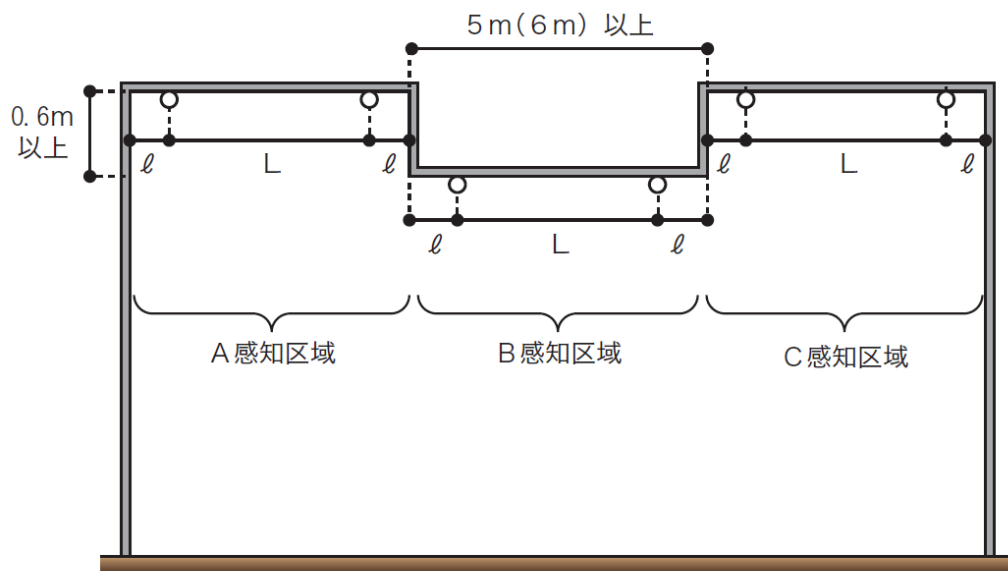
(ク) 主たる天井面より0.6m以上低い段違いが中央にあり、その低い部分の幅が5m（特定主要構造部が耐火構造にあつては6m）未満の場合は、同一の感知区域とすることができる。ただし、低い部分の幅が5（6）m以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。【図5 2】【図5 3】



$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあつては9m以下）

【図5 2】低い段違いの天井等の幅が5m（耐火にあつては6m）未満の場合

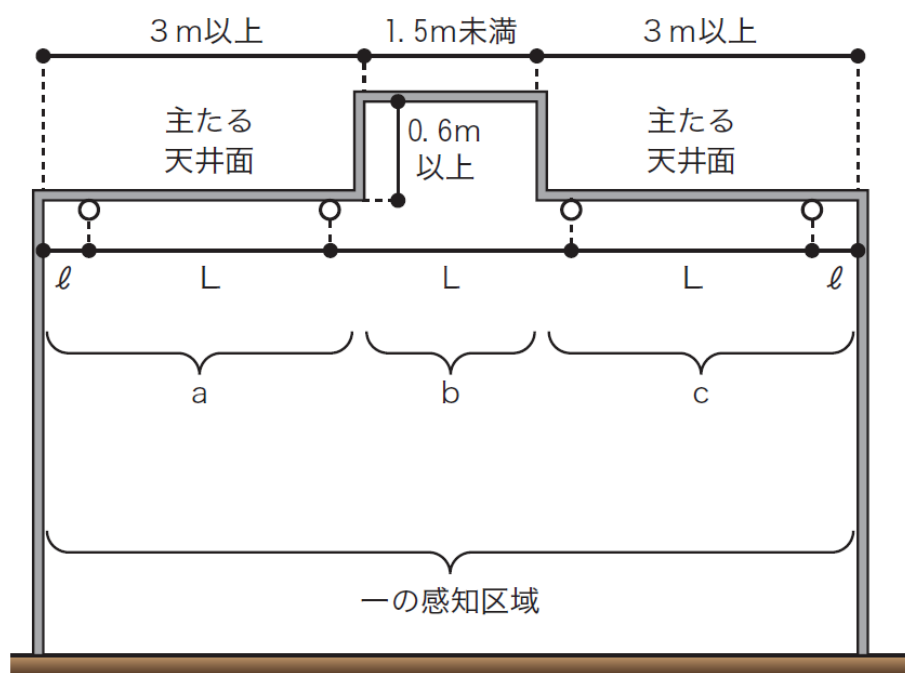


$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあつては9m以下）

【図5 3】低い段違いの天井等の幅が5m（耐火にあつては6m）以上の場合

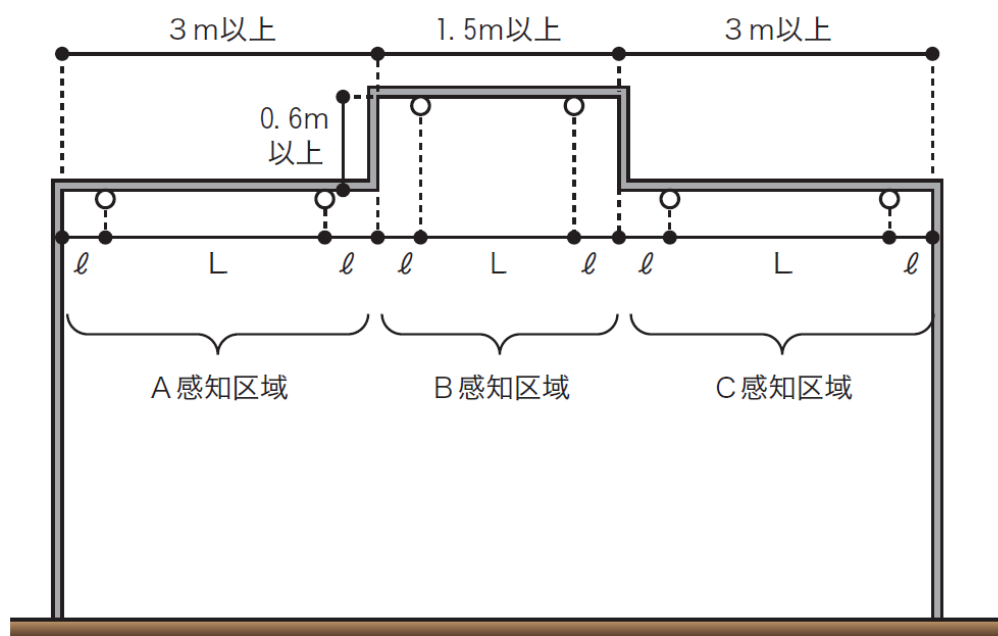
(ケ) 主たる天井面より0.6m以上高い段違いが中央にあり、段違い部分の幅が1.5m未満の場合は同一感知区域とすることができる。ただし、その幅が1.5m以上の場合は、それぞれ別の感知区域とすること。【図5 4】【図5 5】



$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあつては 9m 以下）

【図5 4】段違いの高い部分の幅が 1.5m 未満の場合

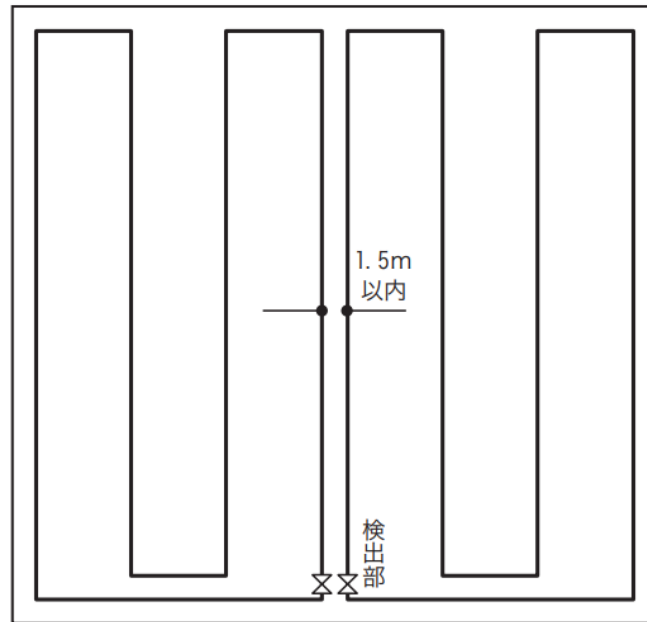


$\ell = 1.5\text{m}$ 以下

$L = 6\text{m}$ 以下（耐火にあつては 9m 以下）

【図5 5】高い段違いの天井等の幅が 1.5m 以上の場合

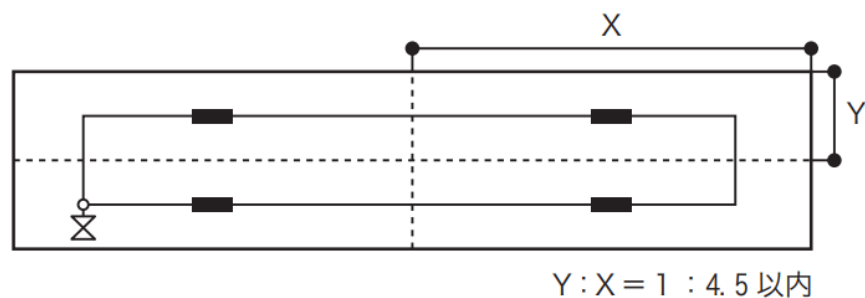
- (コ) 検出部を異にする空気が平行して隣接する場合は、この相互間隔を1.5m以内とすること。【図56】



【図56】

- (サ) 1の検出部に接続する空気が、長さ100m以下とすること。この場合において、検出部に接続するリード用空気が長さを含むこと。
- (シ) 空気が、ステーブル等により確実に止めること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。
- (ス) 壁体の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。▲
- (セ) 空気が、途中で分岐しないこと。▲
- (ソ) テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気を設置する場合は、感熱効果が十分得られるよう天井面に露出して設置すること。▲
- ウ 差動式分布型（熱電対式）感知器
- (ア) 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は1：4.5以内とすること。▲

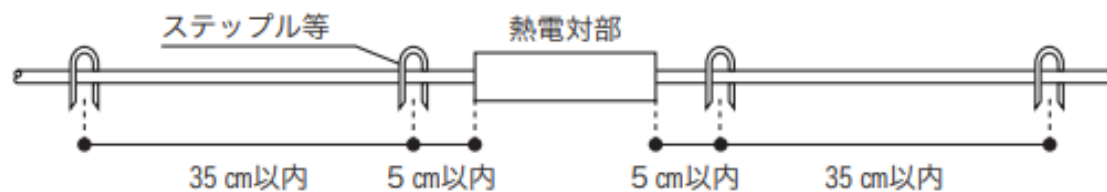
【図57】



【図57】

- (イ) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、1の検出部につき指定値以下とすること。
- (ウ) 熱電対部の個数は、1の感知区域ごとに4個以上とすること。

- (エ) 接続電線は、ステーブル等により直線部分にあっては35 cm以内の等間隔に、熱電対部の両端は5 cm以内の接続電線部で止められ、熱電対部は屈折しないようにすること。▲【図58】



【図58】

- (オ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。▲

エ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

- (ア) 感知区域ごとに、【表8】に定める面積により火災を有効に感知するように設置すること。

【表8】

感知器種別 取付面の高さ		感知器の種別	
		1種	2種
8 m未満	耐火建築物	65 m ²	36 m ²
	その他の建築物	40 m ²	23 m ²
8 m以上15 m未満	耐火建築物	50 m ²	36 m ²
	その他の建築物	30 m ²	23 m ²

- (イ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、1の検出部につき指定値以下とすること。

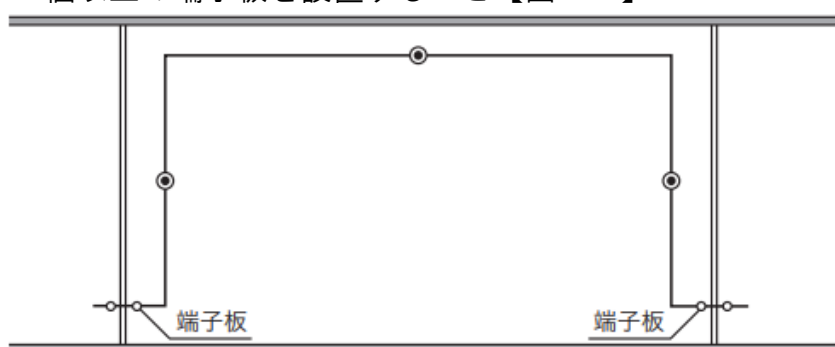
オ 定温式スポット型感知器

防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式2種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式2種の感知器を設けることができるものであること。

カ 定温式感知線型感知器

- (ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障のない長さ以下とすること。

- (イ) 1室に1個以上の端子板を設置すること【図59】



【図59】

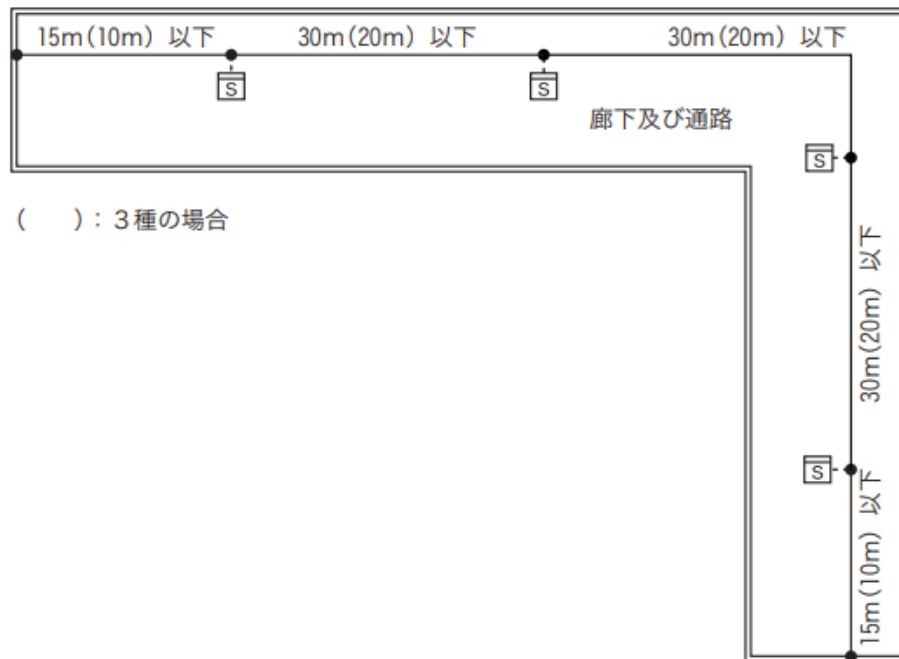
- (ウ) 感知線は、ステーブル等により確実に止めること。▲

キ 煙感知器（スポット型）

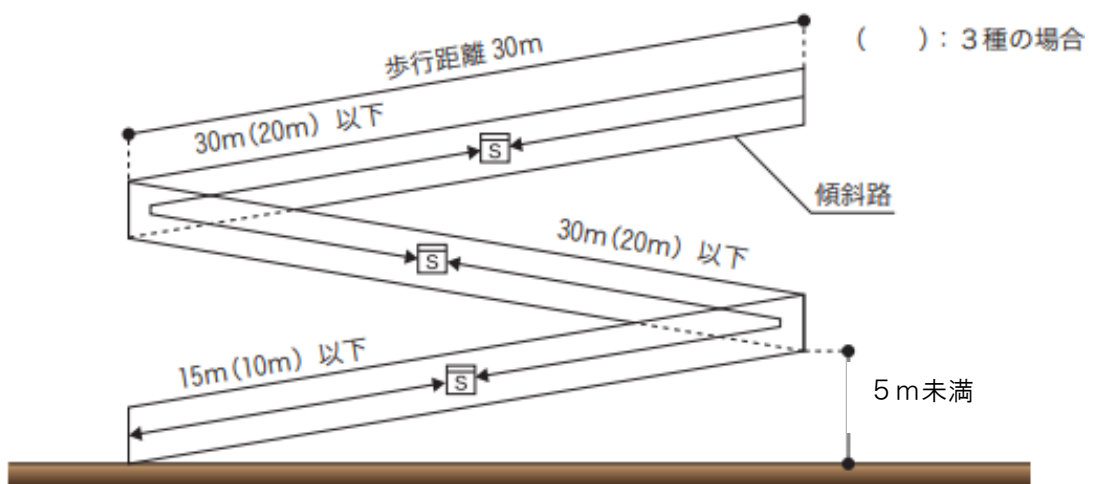
（ア）廊下及び通路に設置する場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあつては20m以下）とすること。【図60】

この場合にいて、歩行距離が30mにつき垂直距離が5m未満となるような勾配の傾斜路は、通路に準じて設置すること。●【図61】

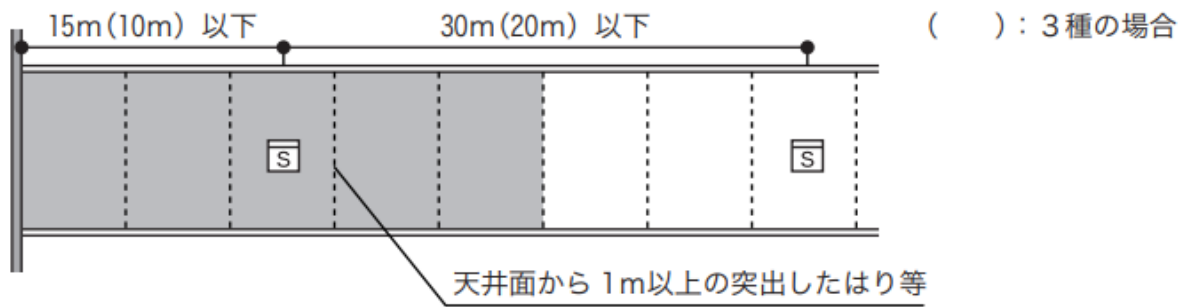
なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、【図62】の例により設置すること。



【図60】



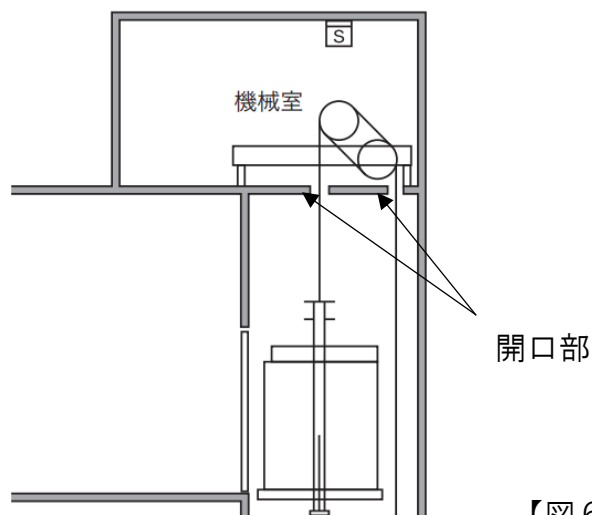
【図61】



隣接する両側の2感知区域までを限度として煙感知器の有効範囲内  とする。

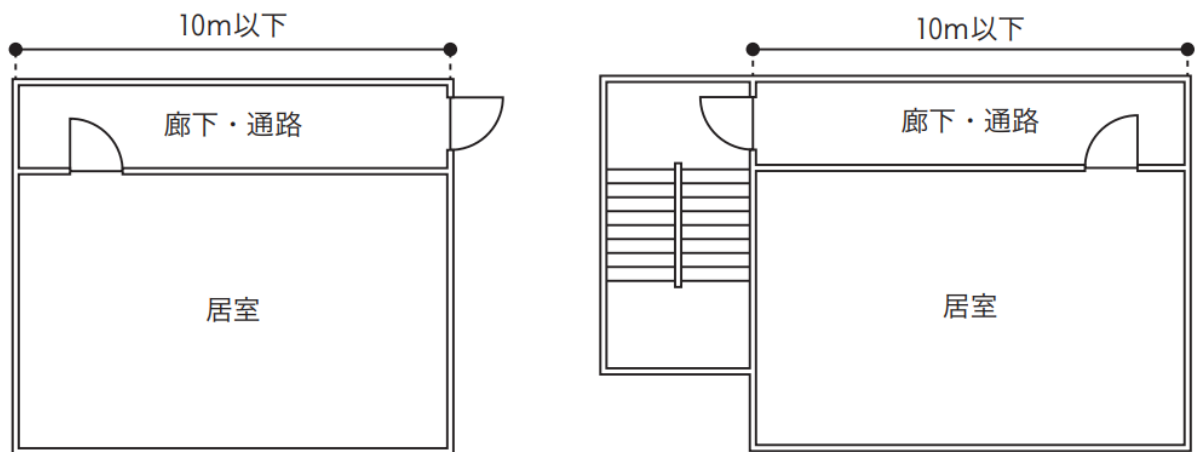
【図62】

- (イ) 風速5 m毎秒以上となるおそれのある場所に設置する場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設置すること。▲
 - (ウ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15 mにつき1個以上設置すること。
 - (エ) エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1 m²以上のものに限る。）は、最上部に2種以上の感度の感知器（※）を1個以上設置すること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設置することができる。【図63】
- ※取付面の高さが15 m以上となる場合は、努めて1種の感知器とすること。▲



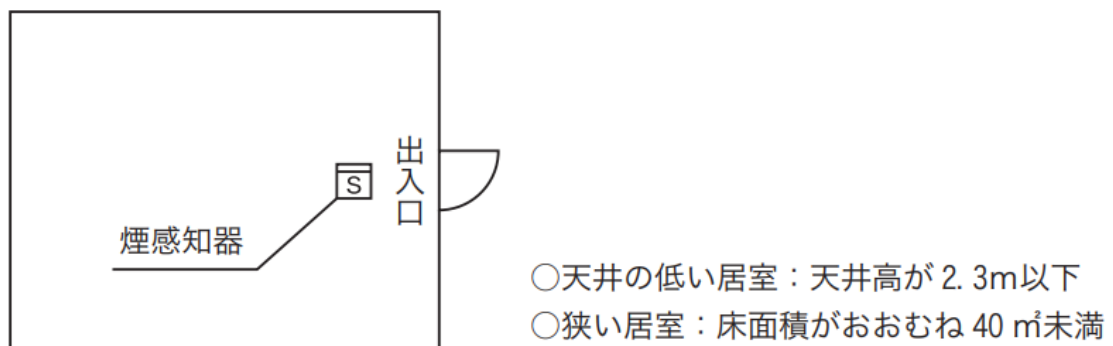
【図63】

- (オ) 階段に接続していない10 m以下の廊下、通路等又は階段に至る歩行距離が10 m以下の廊下、通路等には、感知器を設けないことができる。【図64】



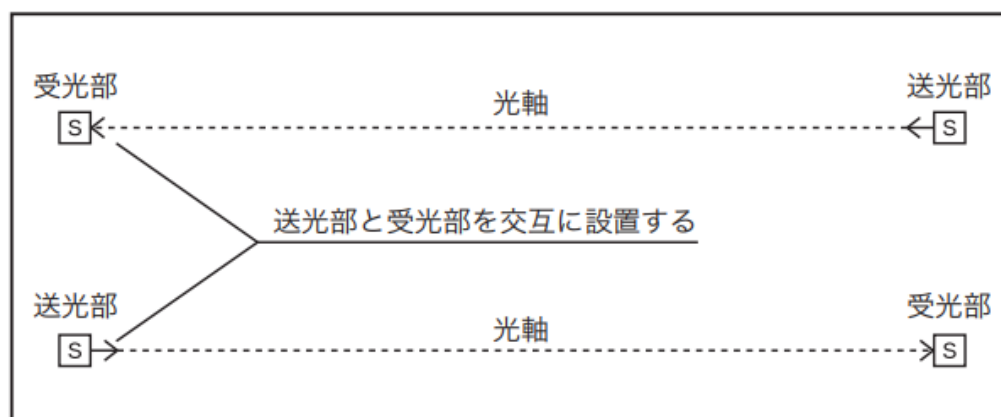
【図 6 4】

- (カ) パイプシャフトその他これらに類する場所が2の階以下で完全に水平区画され、かつ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものが設けられている場合は、熱感知器とすることができる。
- (キ) 低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（おおむね40㎡未満）に設置する場合は、出入口付近とすること。【図 6 5】



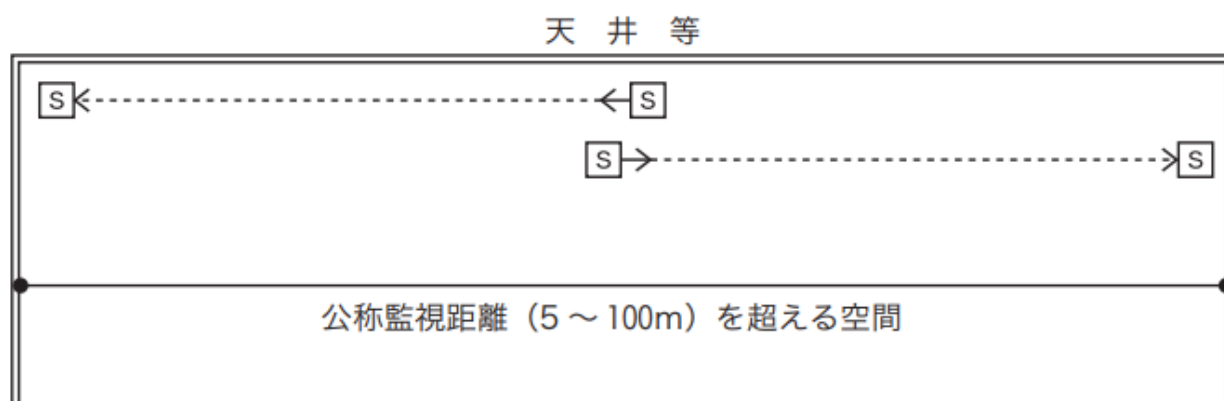
【図 6 5】

- (ク) 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、遠隔監視機能又は自動試験機能を有する熱感知器を設置すること。▲
- ク 煙感知器（光電分離型）
- (ア) 外光等の影響を受けないように設置すること。
- (イ) 光軸が外れないように設置すること。
- (ウ) 隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を相互に設置する等、有効に火災を感知するように設置すること。▲【図 6 6】

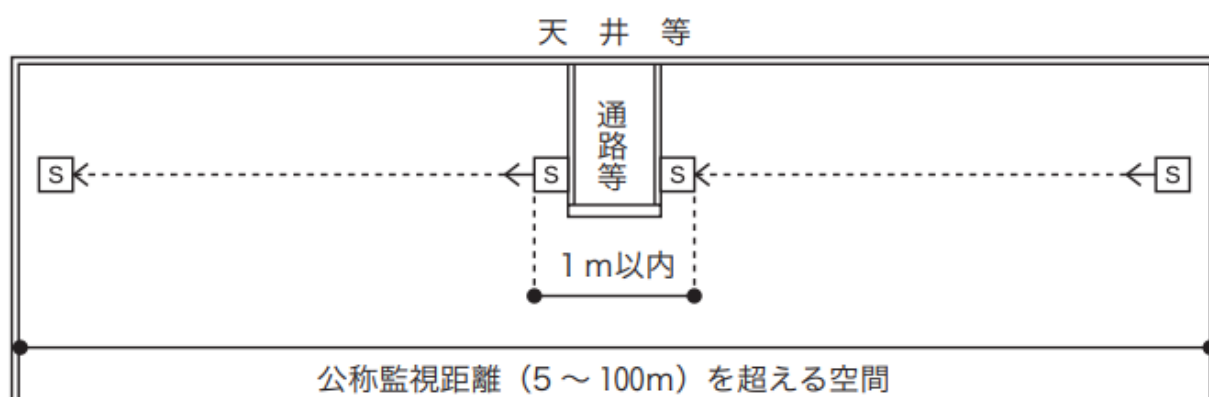


【図 6 6】

(エ) 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持、管理及び点検のため天井等の部分に通路等を設ける場合にあつては、隣接する感知器の水平離隔距離を 1 m 以内とすること。【図 6 7】【図 6 8】



【図 6 7】



【図 6 8】

ケ 多信号型感知器

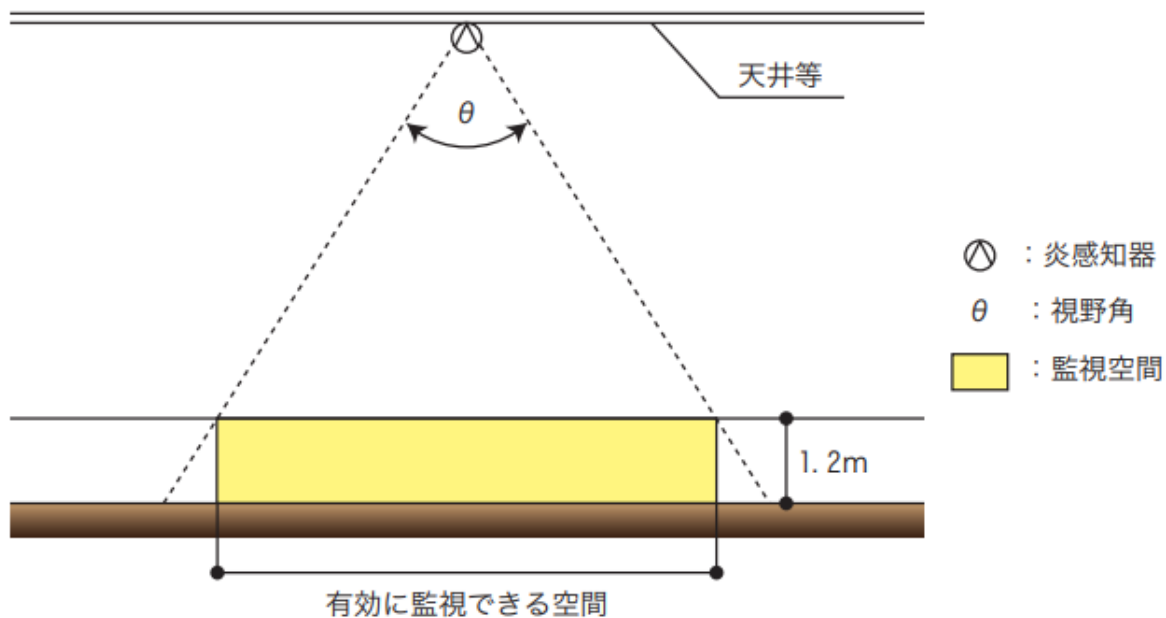
多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付け面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付け面の高さの一番低い高さに設置できるものとする。

コ 炎感知器

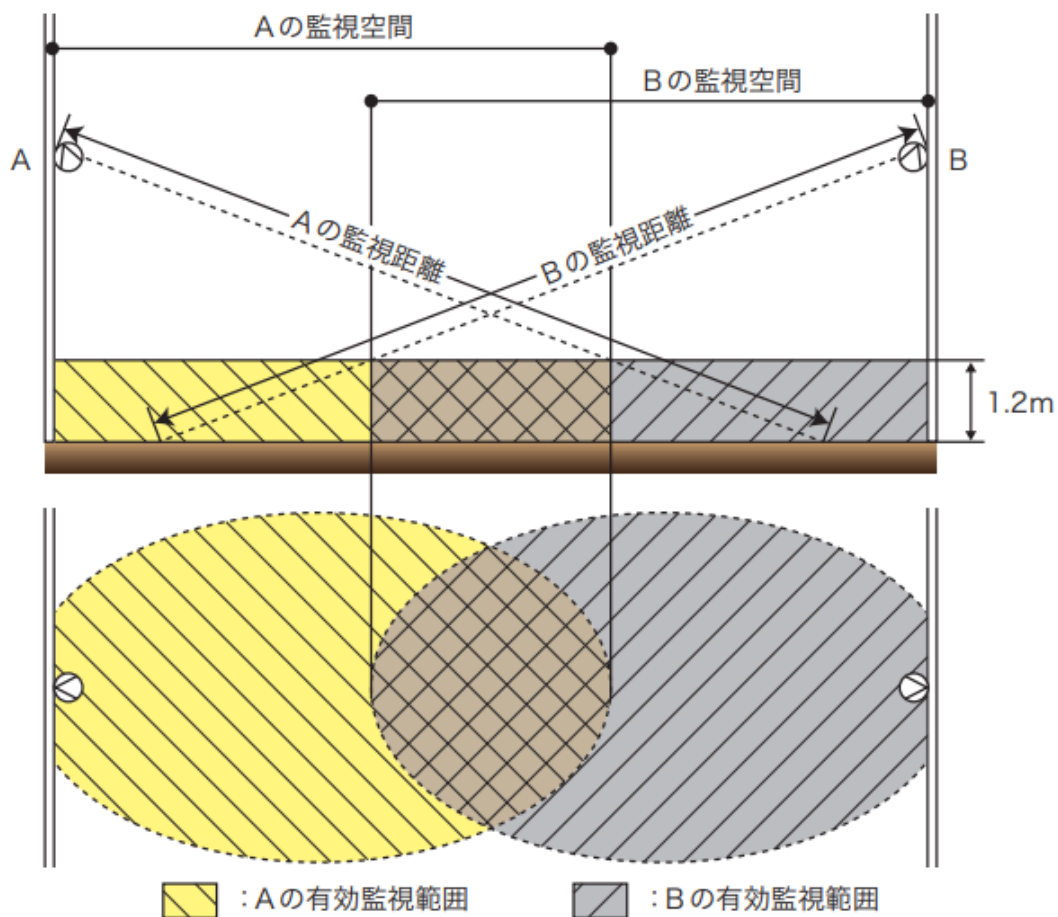
(ア) 設置容量

規則第23条第4項第7号の4に定めるほか、次により設置すること。

- a 室内に設置するものにあつては屋内型を、屋外に設置するものにあつては屋外型を設置すること。ただし、軒下又は上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型を設置することができる。
- b 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設置すること。【図69】【図70】



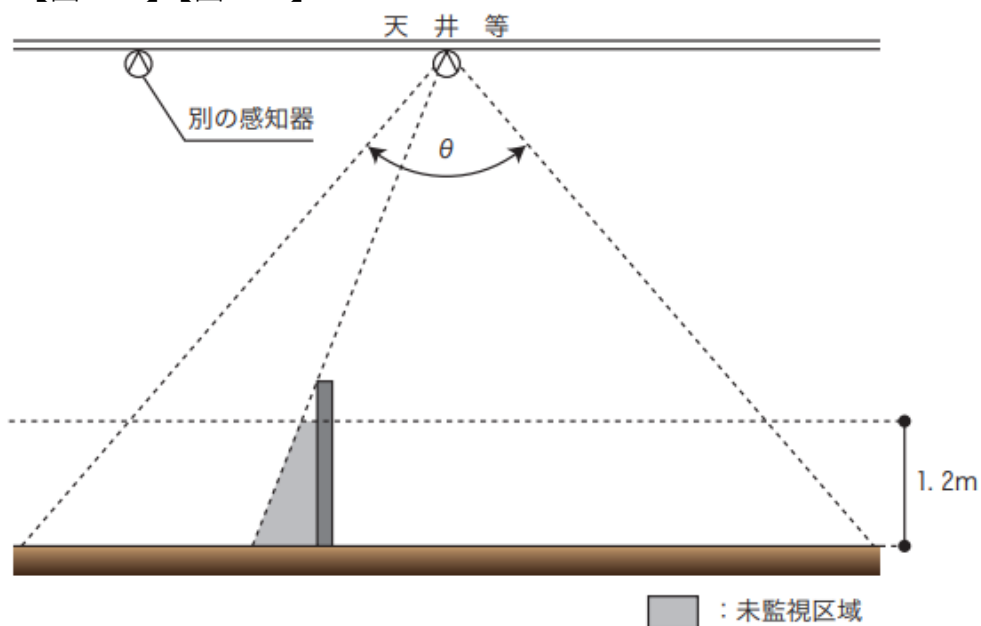
【図69】



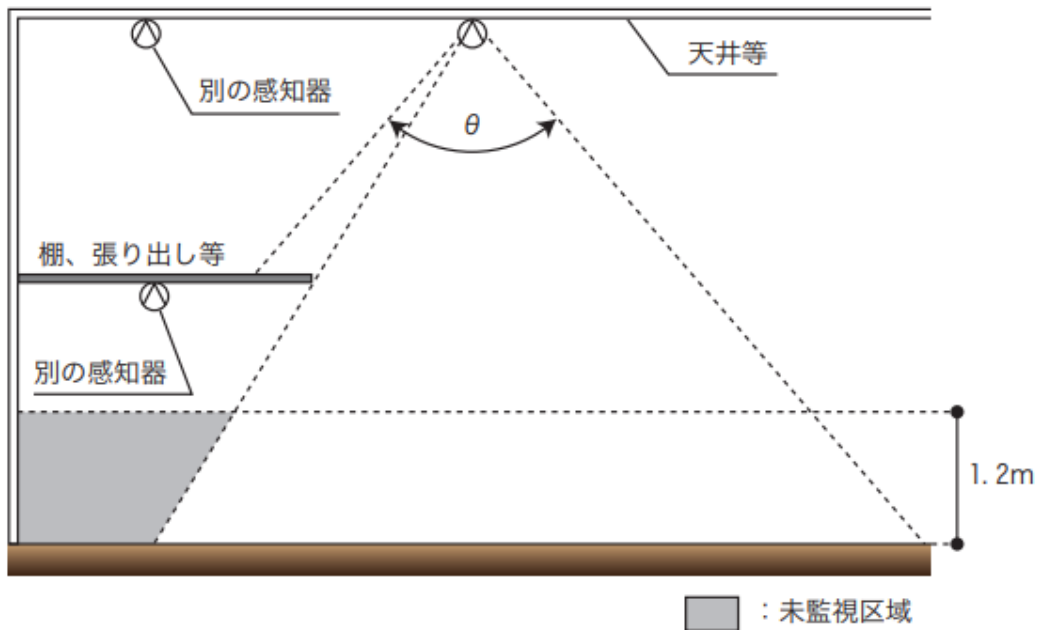
【図 7 0】

- c 監視空間内に1.2mを超える障害物等がある場合及び1.2mを超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること。

【図 7 1】【図 7 2】

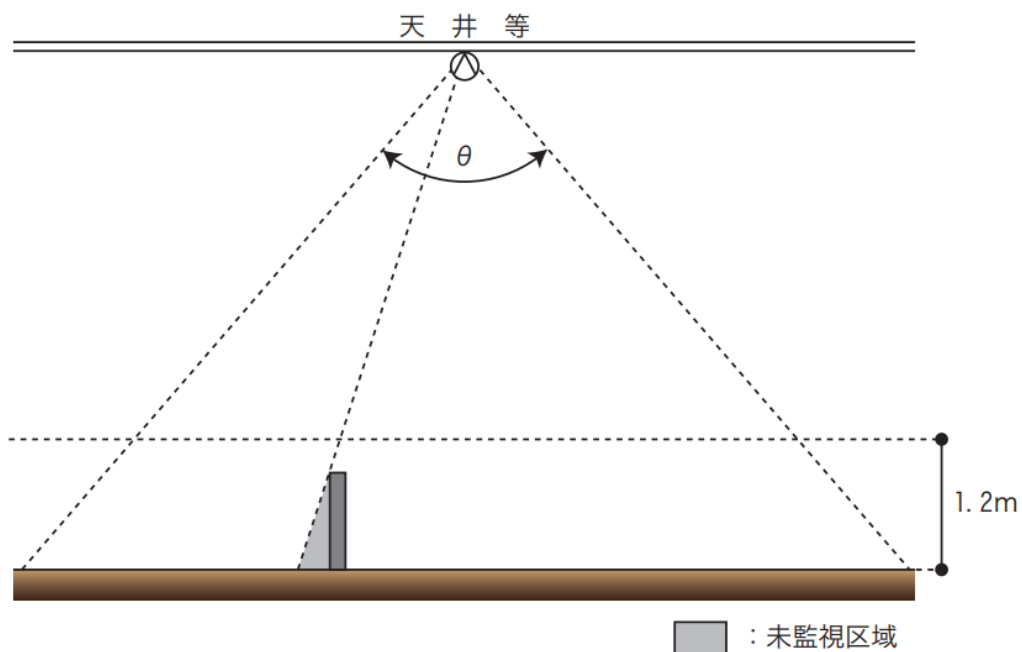


【図 7 1】



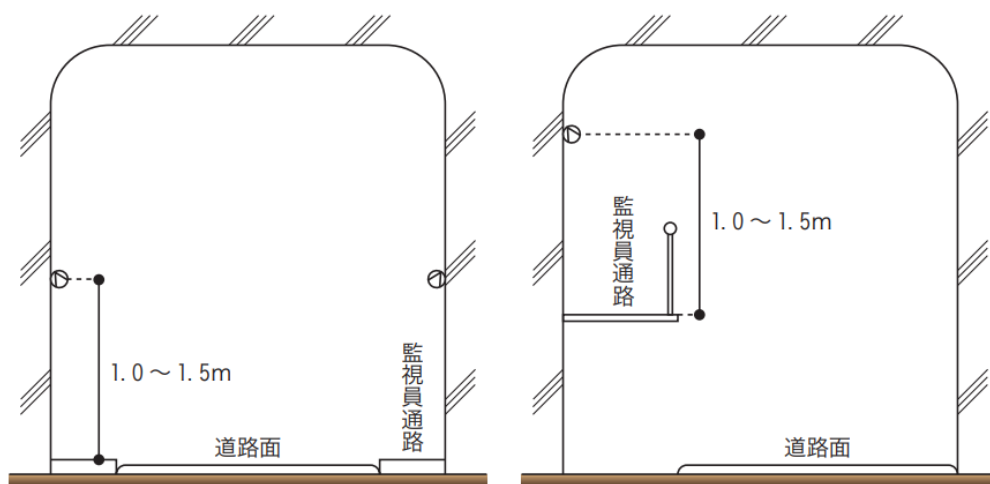
【図 7 2】

d 監視空間内に置かれた高さ 1.2 m 以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱って差し支えないこと。【図 7 3】



【図 7 3】

- e ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離は、当該感知器の監視することができる距離のおおむね 2 分の 1 以上となるように設置すること。▲
- (イ) 道路の用に供する部分に設置する場合は、次によること。
- 道路型を設置すること。
 - 道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）から、高さ 1.0 m 以上 1.5 m 以下の部分に設置すること。【図 7 4】



【図 7 4】

(ウ) 規則第 23 条第 4 項第 1 号ホに定める場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。●

a 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

(a) ハロゲン灯、殺菌灯、電撃殺虫灯等が設置されている場所

(b) 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所

(c) 火花を発生する機器等が設置されている場所

b 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知

赤外線を発する機器が設置され、当該機器により非火災報を発生するおそれのある場所

(エ) 規則第 23 条第 5 項第 5 号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、令第 32 条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設置することができる。

(オ) 障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。ただし、当該場所が規則第 23 条第 4 項第 1 号ロに掲げる部分の場合は、感知器の設置を省略することができる。

サ アナログ式感知器

前ア及びクによるほか、次によること。

(ア) 熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取り扱うこと。

(イ) イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を設置する場合は、設置場所の天井高さ及び床面積に適合する注意表示及び火災表示に係る表示濃度の設定とすることにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。

4 中継器

中継器の設置は、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機から電源の供給を受ける中継器

2、(1)、ア、(ア) 及び (イ) を準用すること。

(イ) 受信機から電源の供給を受けない中継器

2、(1)、アを準用するほか、次によること。

a 中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。

b 予備電源の良否を試験する機能を有すること。

イ 蓄電池設備

2、(1)、イを準用すること。

(2) 非常電源

2、(2) を準用すること。

(3) 設置場所

ア アドレスを付加するために、感知器上部に取り付けるものを除き、天井、壁及び床が準不燃材料で区画され、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設置すること。ただし、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

イ 裸火等を用いる火気使用設備から5 m以内の位置に設置しないこと。ただし、熱による影響がなく維持管理できる場合は、この限りでない。●

ウ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等、機能障害を生ずるおそれのある場所に設置しないこと。

(4) 機器

検定品であること。

(5) 蓄積機能

5 蓄積機能によること。

5 蓄積機能

(1) 蓄積式受信機、蓄積式中継器、蓄積型感知器

ア 蓄積時間

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合は、1 の警戒区域ごとに、次によること。

(ア) 蓄積型感知器を接続する場合にあっては、感知器の公称蓄積時間と中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間（接続される感知器の種類によって中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計が最大となる蓄積時間をいう。以下同じ。）の合計時間が60秒を超えないこと。

(イ) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間の合計が20秒を超えないこと。

イ 適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

ウ 蓄積機能の解除

蓄積式受信機及び蓄積式中継器は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

エ 蓄積式中継器の設置場所

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設置することとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等の措置を講じること。

(2) 蓄積付加装置▲

ア 蓄積時間

前(1)、アに準じたものであること。

イ 適応性

蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

ウ 蓄積機能の解除

前(1)、ウに準じたものであること。

エ 設置場所

前(1)、エに準じたものであること。

オ 蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うこと。

6 発信機

発信機は、規則第24条第8号の2によるほか、次によること。

(1) 設置位置▲

廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設置すること。

(2) 設置方法

ア 次に掲げる場所に発信機を設置する場合は、適当な防護措置（防食、防爆、防水等）を施すこと。

(ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ウ) 開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設置する場所を除く。）

イ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設置するリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

(3) 機器

ア 検定品であること。

イ 消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。

ウ 受信機に適応するものを設置すること。

(4) 表示灯

表示灯は、常時点灯していること。

(5) 発信機カバーの設置に関する特例基準

次のアからウまでの要件のすべてに適合する場合は、令第32条又は条例第45条の規定を適用し、誤操作等を防止するために発信機を覆う簡易的なカバー（以下「発信機カバー」という。）を規則第24条の2第3号に規定する障害物として扱わないものとする。

ア 設置可能な防火対象物

(ア) 利用者特性により誤操作のおそれがあると認められる防火対象物

（例：病院、社会福祉施設、特別支援学校など）

- (イ) 公共交通機関、商業施設、宿泊施設等で不特定多数の者が利用する防火対象物
- (ウ) 誤操作等が頻繁に発生する防火対象物

イ 発信機カバーの構造等について

- (ア) 発信機カバーが取り付けられた状態においても発信機の外形、塗色の赤色、起動ボタン、表示灯が認識できる必要最小限の大きさであること。
- (イ) 発信機カバーは、容易に開放又は取り外すことができ、開放等がだれた状態で起動ボタンの押下、復帰ボタンの操作、電話ジャックへのプラグ差し込み及び電話機の操作に支障がないこと。
- (ウ) 発信機カバーを取り付けた状態での地区音響装置の音圧は、音響操作の中心から1m離れた状態で90dB以上であること。

ウ 表示について

発信機の近傍に次の事項を掲示すること。

- (ア) 発信機カバーの操作方法
- (イ) 発信機は火災時に使用する機器である旨

7 地区音響装置

ベル、ブザー等の音響による警報を発する地区音響装置は、次により設置すること。
なお、規則第25条の2の規定に基づき放送設備を設置し、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備が起動する場合は、地区音響装置を省略することができる。

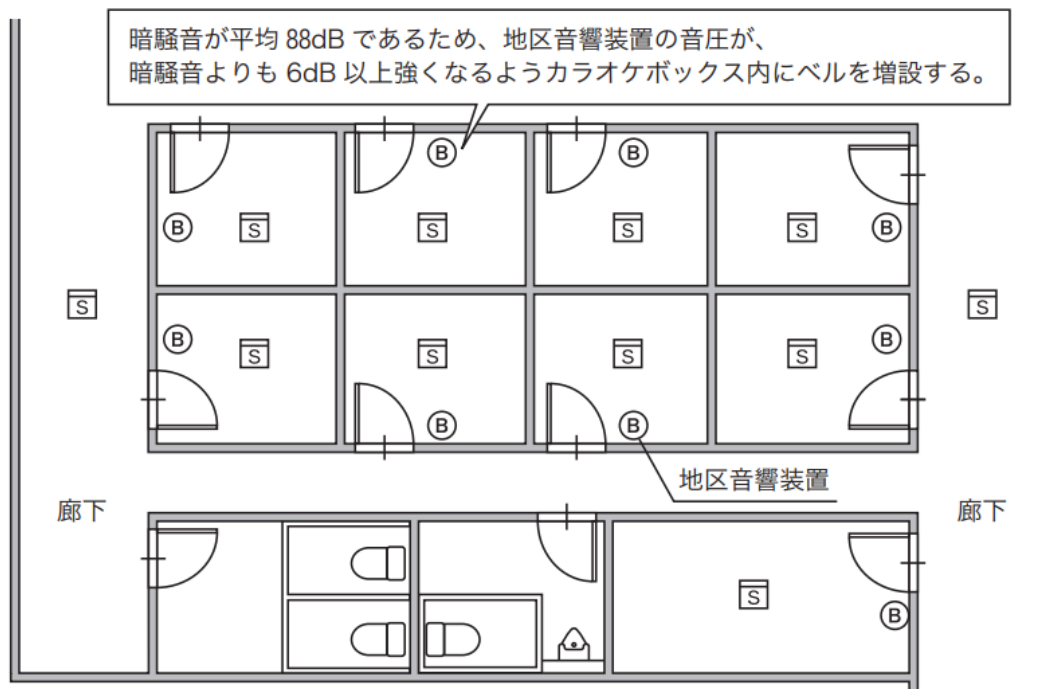
(1) 設置位置

- ア 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設置しないこと。
- イ 損傷を受けるおそれのある場所には設置しないこと。

(2) 設置方法

- ア ベル等の鳴動により、設備に振動を与えないように設置すること。
- イ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を設置すること。▲
- ウ 規則第24条第5号イ(ロ)及び第5号の2イ(ロ)に規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」に設ける地区音響装置は、次によること。
 - (ア)「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、具体的には次に掲げる場所を含む防火対象物をいうものであること。
 - ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で音響装置の音を容易に聞き取ることができる場合は対象とはならないこと。
 - a ダンスホール、ディスコ、ライブハウス(コンサートホールも含む。)等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所
 - b カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所
 - (イ)「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で65dB以上の音圧があることをいうものであること。●
 - ただし、暗騒音が65dB以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。
 - a 地区音響装置の音圧が、暗騒音よりも6dB以上強くなるように確保されていること。【図75】
 - b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置の音以外の音が自動的に停止するものであること。

(カラオケボックスの例)



【図 7 5】

エ 前ウ、(イ) ただし書き中「これと同等以上の効果のある措置」としては、当該場所の状況に応じ、次のような措置を組み合わせることにより対応する必要があること。(オ及びキにおいて同じ。) ●

(ア) 常時人がいる場所に受信機又は副受信機（表示装置）を設置することにより、地区音響装置が鳴動した場合に地区音響装置の音以外の音が手動で停止できる。

(イ) 地区音響装置の警報音について、聞き取りやすい音色を選択する。

(ウ) 従業員によるマイク放送（音圧は前ウ、(イ) の例による。）及び携帯用拡声器を用いた迅速な避難誘導を実施する。

(エ) 音以外の手段により、補完的に火災を報知する。

オ 規則第 24 条第 5 号イ（ハ）及び第 5 号の 2 イ（ハ）に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次のいずれかによること。 ●

なお、個室（これに類する施設を含む。）の密閉性が高い場合、挿入型のもの等で遮音性能の高いヘッドホン等が用いられている場合等にあつては、必要に応じ警報音の音圧測定、ヘッドホンを着用した状態での聞取りを行う等して、火災の報知に支障ないことを確認すること。

(ア) 任意の場所で 65 dB 以上の音圧が確保されていること。

(イ) 暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む。）が 65 dB 以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

a 個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧よりも 6 dB 以上強くなるよう確保されていること。

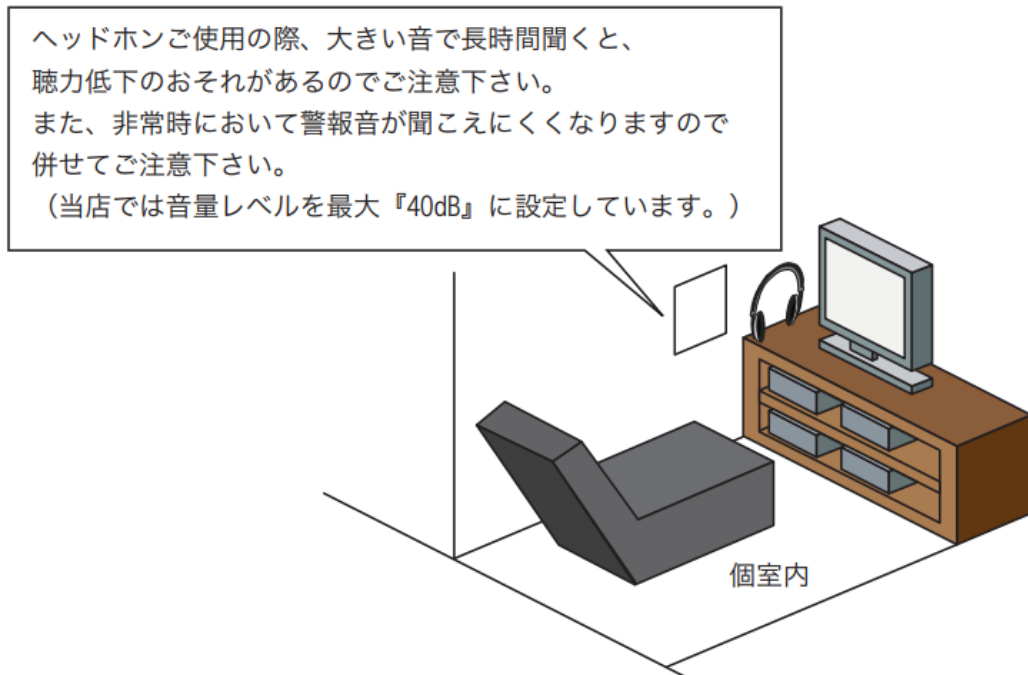
b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止若しくは低減し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは副受信機（表示装置）を

設置することにより、警報装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止又は低減できるものであること。

カ 前才、(イ) 中「これと同等以上の効果のある措置」としては、音響機器自体において一定以上音圧が上がらないよう制限されている場合又は利用者に音圧を一定以上に上げないよう周知徹底がなされている場合が考えられること。●【図 7 6】

(説明文による注意喚起の例)

(拡大図)



【図 7 6】

キ パチンコ店、ゲームセンターその他大音響装置を設ける場所においても、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう、次により措置されていること。●

(ア) 任意の場所で65 dB以上の音圧が確保されていること。

(イ) 暗騒音(店内BGM又はパチンコ台による音響)が65 dB以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

a 地区音響装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも6 dB以上強くなるよう確保されていること。

b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止若しくは低減し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは副受信機(表示装置)を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止又は低減できるものであること。

ク 防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用するなど各部分において、原則として65 dB(居室にあっては、60 dB)以上の音圧を確保できるよう設けること。

(3) 機器

ア 地区音響装置の基準(平成9年消防庁告示第9号)に適合すること。

イ 音色は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。

ウ じんあい、可燃性ガス股又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等の適当な防護措置を施したものを設けること。

(4) 鳴動方法

地区音響装置の鳴動方法は、次の場合を除き原則として全館一斉鳴動とすること。



規則第24条第5号ハに規定する防火対象物にあつては、次によること。

ア 第1報の感知器が作動した場合は、【図77】に示す鳴動方式とすること。

n F					
3 F	○				
2 F	◎	○			
1 F		◎	○	◇	◇
B 1 F		○	◎	○	○
B 2 F		○	○	◎	○
B 3 F		○	○	○	◎

(注) ◎印は出火階を示す。
○印は同時鳴動階を示す。
◇印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるように指導すること。▲

GL

【図77】

イ 新たな火災信号として次の信号を受信した場合には、全館一斉鳴動に切り替わるものであること。

(ア) 第1報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器が作動した旨の信号

(イ) アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別、かつ、多段階に識別できる自動火災報知設備については、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号

(ウ) 発信機からの信号

ウ 第1報の感知器が作動し、前アの方式による警報が鳴動してから原則として4分経過した場合、前イの新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。

なお、区分鳴動から全館鳴動への移行時間が4分では防火管理上支障がある場合は、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、10分以内の時間で設定することができる。

8 付属品

規則第24条の2第1号により警戒区域一覧図及び表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）を受信機の付近に備えるほか、予備電球、予備ヒューズ、取扱説明書、受信機回路図、予備品交換に必要な特殊な工具を備えること。●

9 配線及び工事方法

(1) 電線

使用する電線(耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。)は、工事の種類に応じ、

【表9】に適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有するものとする。

【表9】

工事の種類	電線の種類			電線の太さ
	規格番号	名称	記号	
屋内配線	JIS C 3306	ビニルコード		断面積 0.75 mm ² 以上
	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線	IV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニル シースケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3605	600V ポリエチレン絶縁 耐熱性ポリエチレンシ ースケーブル	600V EE/F (600V EEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
		600V 架橋ポリエチレン 絶縁耐熱性ポリエチレ ンシースケーブル	600V CE/F (600V CEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3612	600V 耐熱性ポリエチレ ン絶縁電線	IE/F	導体直径 1.0 mm以上
屋側又は屋 外配線	JCS 3417	600V 耐熱性架橋ポリエ チレン絶縁電線	EM IC/F	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線	IV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニル シースケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3605	600V ポリエチレン絶縁 耐熱性ポリエチレンシ ースケーブル	600V EE/F (600V EEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
		600V 架橋ポリエチレン 絶縁耐熱性ポリエチレ ンシースケーブル	600V CE/F (600V CEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3612	600V 耐熱性ポリエチレ ン絶縁電線	IE/F	導体直径 1.0 mm以上
架空電線	JCS 3417	600V 耐熱性架橋ポリエ チレン絶縁電線	EM IC/F	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線	IV	導体直径 2.0 mm以上の 硬銅線*
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線	OW	導体直径 2.0 mm以上

	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3605	600V ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル	600V EE/F (600V EEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
		600V 架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル	600V CE/F (600V CEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
地中配線	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3605	600V ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル	600V EE/F (600V EEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
		600V 架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル	600V CE/F (600V CEF/F)	導体直径 1.0 mm以上
使用電圧 60 V 以下の配線**	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル（一般用）	AE EM-AE	導体直径 0.5 mm以上
		警報用ポリエチレン絶縁ケーブル（屋内専用）	AE オクナイ EM-AE オクナイ	導体直径 0.5 mm以上
	JCS 4504	警報用フラットケーブル	AFC	導体直径 0.5 mm以上

備考 *は、径間が1.0 m以下の場合は、導体直径2.0 mm以上の軟鋼線とすることができる。

**は、使用電圧60 V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げるJCS 4396以外の規格に適合する電線でそれぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS：日本電線工業会規格

(2) 配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

ア 防護措置●

落雷等による過電流、短絡又は断線及びその他の事故に対する措置として、配線に次の防護措置を施すこと。

(ア) アナログ式感知器の配線は、吹き抜けとなる部分、階段室等を除く階ごと、かつ、おおむね3,000 m²以下ごとに断路器を設け、短絡や断線が発生した場合でも設備全体に波及しないようにすること。

(イ) 感知器配線は、努めて次のイの屋内配線の例により設けること。

イ 屋内配線

屋内配線工事は、次による金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法によること。

(ア) 金属管工事

a 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。

- b 金属管は、J I S C 8 3 0 5（鋼製電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、1. 2 mm以上、その他にあつては、1 mm以上であること。ただし、継手のない長さ4 m以下の電線管を乾燥した露出場所に施設する場合は、0. 5 mm以上とすることができる。
- c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものとする。
- d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の6倍以上とすること。
- e 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所のためみ角度は90度以下とすること。
- f 屈曲部（直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。）が3箇所を超える場合又は金属管のわたり長さが30 m以上の場合は、電線の接続を容易に行うことができる場所にプルボックス又はジョイントボックスを設けること。なお、ボックス内には、水が浸入しない措置を講ずること。
- g 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けを十分に行うこと。
- h メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合には、十分に絶縁させること。

（イ）合成樹脂管工事

- a 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと
- b 合成樹脂管は、J I S C 8 4 3 0（硬質塩化ビニル電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。
- c 合成樹脂管相互及びボックスの接続は、管のさし込み深さを管の外径の1. 2倍（接着剤を使用する場合は0. 8倍）以上とし、堅ろうに行うこと。
- d 管の支持点間は、1. 5 m以下とし、管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持間の距離は、0. 3 m以下とすること。
- e 温度又は湿度の高い場所に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- f 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講ずること。
- g 壁体を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。
- h その他、前（ア）の金属管工事に準じて行うこと。

（ウ）ケーブル工事

- a ケーブルを造営材の面に沿って取付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2 m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないように取り付けること。
- b ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないよう設けること。
- c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講ずること。
- d 壁体を貫通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。

（エ）金属ダクト工事

- a 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に確認できる場合は、この限りでない。
- b 金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆を含む。）の総和は、ダクト内断面積の50%以下とすること。
- c 金属ダクト内面は、電線の被覆を損傷しないものとする。

- d 金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。
- e 金属ダクトは、幅が5 cmを超え、かつ、厚さ1.2 mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。
- f 金属ダクトの支持点間の距離は、3 m以下とすること。
- g 金属ダクトには、さび止等の防食措置を講ずること。

(オ) 可とう電線管工事

- a 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものとする。
- c 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所には、適当な防護措置を講ずること。
- d 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。
- e 可とう電線管の支持点間の距離は、1 m以下とし、サドル等で支持すること。

ウ 地中配線

(ア) 地中配線工事は、管路引入式、暗きょ式又は直接埋設式とすること。

(イ) 管路引入式、暗きょ式及び直接埋設式は、次によること。

- a 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造とすること。
- b 地中箱の底部には水抜きを設けること。
- c 火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3 m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は0.6 m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設置する場合は、この限りでない。

(ウ) 直接埋設式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては1.2 m以上、その他の場所にあつては0.6 m以上とすること。

エ 架空配線

(ア) 支持物は、本柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。

(イ) 木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の6分の1以上とし、かつ、埋設深さは、0.3 m以上とすること。

(ウ) 支線及び支柱

- a 支線は、その素線の直径が3.2 mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用い、素線は3条以上より合せしたものを使用すること。
- b 支線と支持物は、堅固に取付けること。

(エ) 火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電線等が接近又は交差する場合は、次によること。【表9】

【表 9】

架空電線別 他の架空電線		電 線 別	離 隔 距 離
低圧架空電線	低圧絶縁電線又はケーブル	裸 線	0.6m以上
		600V 絶縁電線と同等以上又は通信ケーブル	※0.3m以上
	高圧絶縁電線又はケーブル	裸 線	※0.3m以上
		600V 絶縁電線と同等以上又は通信ケーブル	※0.15m以上
	裸 線	裸 線	(垂直距離) 6m以上
		裸 線	※1m以上
高圧架空電線	高圧絶縁電線	裸 線	0.8m以上
	高圧ケーブル	裸 線	6m以上
	裸 線	裸線（垂直距離）	6m以上
		裸 線	※1.2m以上
		裸線（水平距離）	1.2m以上

※印は、誘導障害がない場合のみ

- a 架空電線と他の架空線路の支持物との距離は、低圧架空線路にあっては、0.3m以上、高圧架空線路にあっては、0.6m以上（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）とすること。
- b 架空電線と建築物等との距離は、0.3m以上とすること。
- c 架空電線は、低圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。
- d 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線の上に設ける場合にあっては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。
- e 架空電線の高さは、次によること。
 - (a) 道路を横断する場合は、地表上6m以上とすること。
 - (b) 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上とすること。
 - (c) 前(a)又は前(b)以外の場合は、地表上5m以上とすること。ただし、道路以外の箇所に設ける場合は、地表上4m以上とすることができる。
- f 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と共架する場合は、次によること。
 - (a) 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に設けること。
 - (b) 架空電線と他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあっては0.7m以上、高圧架空線にあっては1.5m以上とすること。
 - (c) 架空電線は、他の架空電線により誘導障害が生じないように施設すること
- g その他架空電線については、次によること。

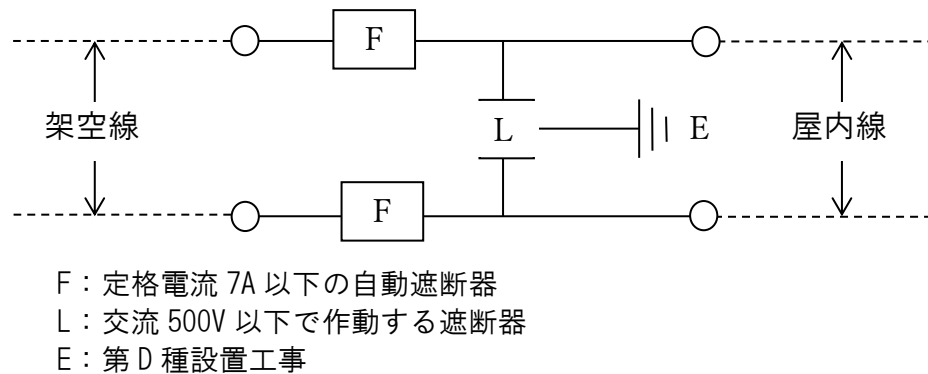
- (a) ちょう架用線は、亜鉛メッキ鋼線（より線に限る。）とし、その太さは、次の【表 10】によること。

【表 10】

ケーブルの種類				ちょう架用線の太さ (mm ²)	
ケーブル	0.65mm	10 P C 以下		断面積	22
"	0.65 "	20 P C "		"	30
"	0.65 "	50 P C "		"	45
"	0.65 "	100 P C "		"	55

注 P C : 線の対数

- (b) 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤ等で堅ろうに支持し、かつ、外傷絶縁劣化等を生じないように設けること
- (c) 架空電線の引込み口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。
- (d) 架空電線の架空部分の長さの合計が50mを超える場合は、【図 78】に掲げる保安装置を設置すること。ただし、架空配線が有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。



【図 78】

オ 屋内配線

- (ア) 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合、その支持点間の距離は、2m以下とすること。
- (イ) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に施設する場合は、十分に絶縁すること。

カ 接地

- (ア) 接地線は、直径1.6mm以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。
- (イ) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設置しないこと。

10 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

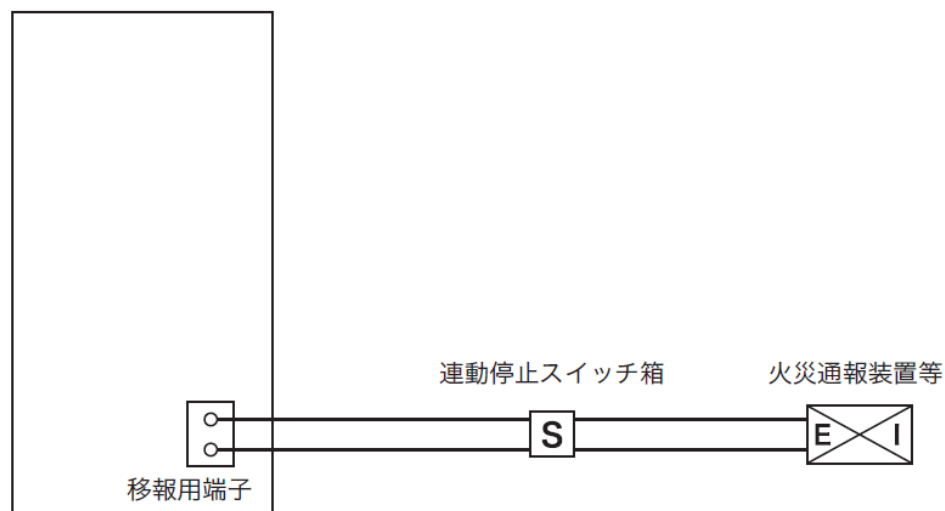
(1) 起動方法

火災通報装置の起動は、感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して起動すること。

(2) 自動火災報知設備と火災通報装置の接続方法

自動火災報知設備と火災通報装置は、次により接続すること。

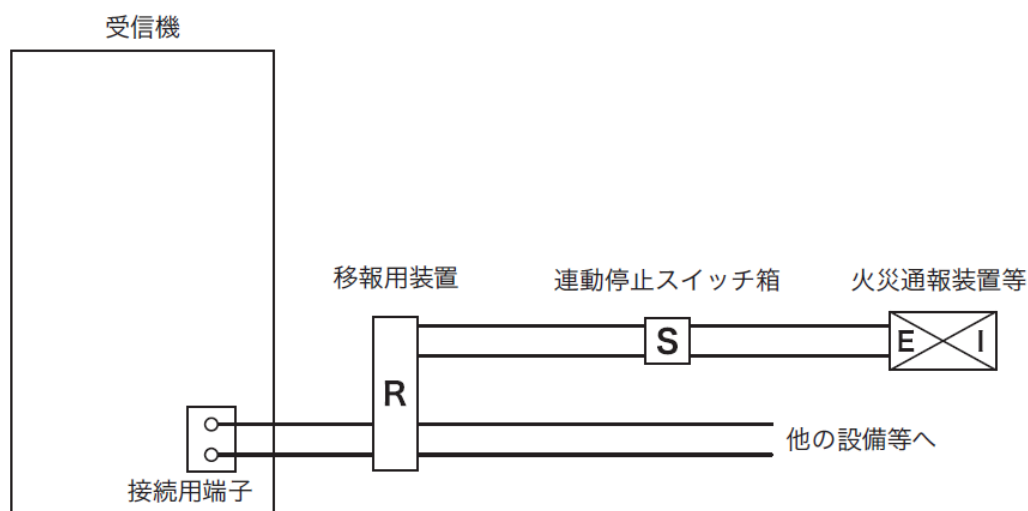
- ア 移報用装置、無線移報用装置及び連動スイッチ箱（以下「移報用装置等」という。）は、受信機の直近で点検が容易な位置に設置すること。●
- イ 移報用装置等を接続することにより、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。
- ウ 移報用装置等の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものは、火災通報装置又は電池から供給することができる。
- エ 移報用装置等の電源を受信機又は火災通報装置から供給する場合は、停電時、自動火災報知設備又は火災通報装置の作動に支障のない容量を有していること。
- オ 移報用装置等を接続する配線は、前１０（１）の表中の屋内配線の規定に準ずるものとする。
- カ 受信機に移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子等の仕様を確認したうえで接続すること。
- キ 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。●
- ただし、この場合において、当該スイッチを用いて連動を停止する際には、火災通報装置をはじめ、それに接続されている設備等のすべての連動が停止することとなるので留意すること。
- ク 受信機と移報用端子等の接続方法等は、次の（ア）から（オ）のいずれかによること。
- （ア）受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合【図７９】



（注） 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨を表示すること。

【図 7 9】

- （イ）受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備に使用されている場合【図 8 0】

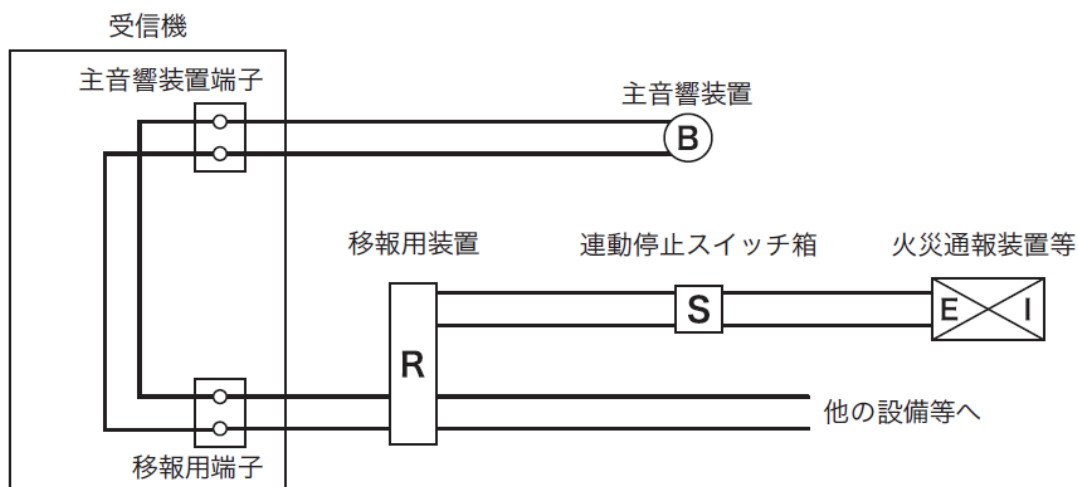


(注) 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

【図 8 0】

(ウ) 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合【図 8 1】



(注) 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

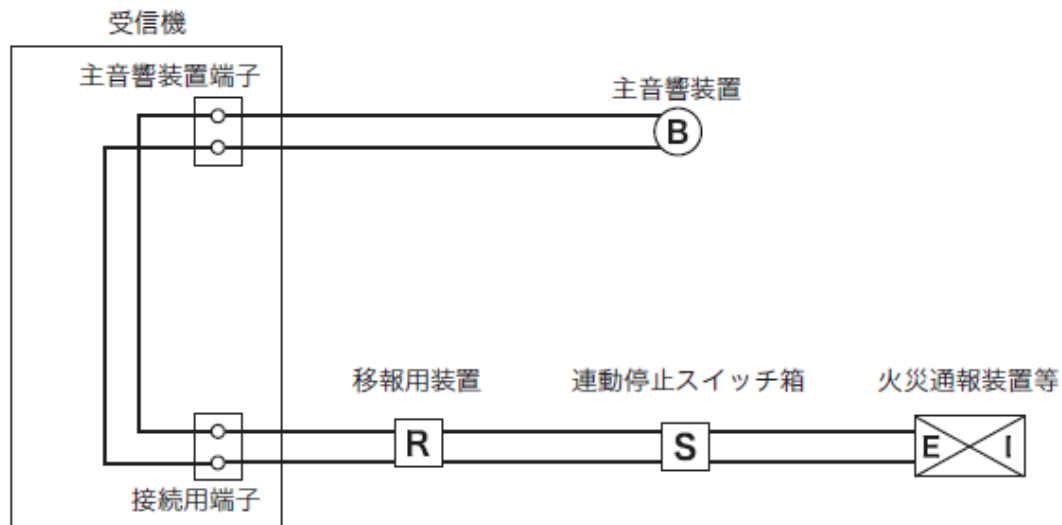
2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

3 主音響停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

【図 8 1】

(エ) 受信機に接続用端子が設けられていない場合【図 8 2】

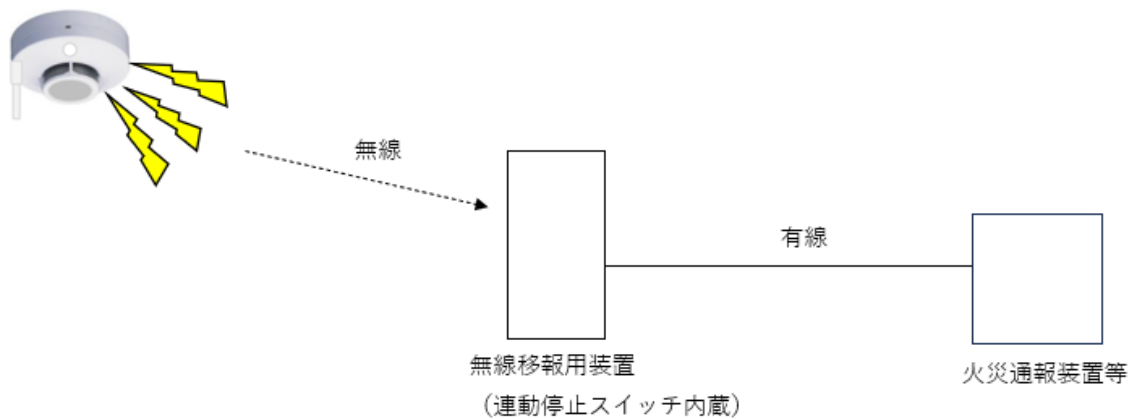


- (注) 1 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
- 2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
- 3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

【図 8 2】

(オ) 受信機を設けない特定小規模施設用自動火災報知設備と連動する場合【図 8 3】

無線式感知器



- (注) 1 連動停止スイッチが内蔵されていない無線移報用装置については、連動停止スイッチ箱を別に設けること。
- 2 無線移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

【図 8 3】

(3) 警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、(2)に準ずるものとする。

11 光警報装置▲

(1) 次のアからウの防火対象物に対して設置を指導するものとする。

なお、ウには、ア及びイ以外の防火対象物で集客施設、医療施設、公共施設など聴覚障害者の利用が想定されるあらゆる用途の防火対象物が含まれるものとする。

ア 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物のうち大規模な空港、駅その他これらに類する防火対象物

イ 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物のうち主に聴覚障害者が利用する防火対象物

ウ その他光警報装置により積極的に火災を報知する必要性が高いと認められる部分

(2) 自動火災報知設備と光警報装置の接続等は、別記「光警報装置の設置に係る指導基準」によること。

12 自動火災報知設備の特例

(1) 次のア及びイに該当するものは、令第21条第1項第3号の規定にかかわらず、令第32条又は条例第45条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

ア 延べ面積は、500㎡未満であること。

イ 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途(以下「特定用途」という。)に供される部分が、次の条件のすべてに適合すること。

(ア) 特定用途に供される部分の存する階は避難階(建基政令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。)又はその直上階(特定用途として取扱われても不特定多数の者の出入りがない倉庫、更衣室等に限る。)であり、かつ、無窓階以外の階であること。

(イ) 避難階における特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。

(ウ) すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

(2) 避難階以外の階(1階及び2階を除くものとし、規則第4条の2の2で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分とする。)のすべてが次のいずれかに該当する場合は、令第21条第1項第7号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、令第21条第1項第1号に規定する用途の部分を除く。

ア 居室以外の部分(機械室、倉庫等)であり、不特定多数の者の出入りがないもの

イ 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であるが、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。)1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分として取り扱われているもの

ウ 一般住宅の用途に供される部分であるが、41号通知2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われているもの

別表 1

設置場所の環境状態と適応感知器（１）

設置場所			適応感知器										備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式 スポット型	炎感知器		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第23条第4項第1号二（イ）から（ト）までに掲げる場所及び同号ホ（イ）に掲げる場所	じんあい、微粉等が滞留する場所	ごみ集積場、荷捌所、塗装室、紡績、製材、石材等の加工場、荷造場、集じん室、石炭庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 差動式分布式感知器を設置する場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものとする。2 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設置する場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものである。3 定温式感知器を設置する場合は、特種が望ましい。4 紡績、製材の加工場等で火災拡大が急速になるおそれのある場所に設置する場合は、定温式感知器にあっては特種で公称温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度は80℃以下にしたものが望ましい。
	水が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、消毒室、抄紙工場、サイダー、ビール、牛乳、ジュース工場の洗浄又は充てん場等、これらに類する場所	×※	×※	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り設置すること。2 差動式分布型感知器を設置する場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものとする。3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設置する場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するところのある場所	メッキ工場、バッテリー室、污水处理場、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設置する場合は、感知器が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたもの。2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設置する場合は、腐食性ガスの性状に応じ、酸性型又は耐アルカリ型を使用すること。3 定温式感知器を設置する場合は、特種が望ましい。
	厨房その他において滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業場、ゴミ焼却室、霊安室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	1 厨房、調理室で高温度となるおそれのある場所に設置する感知器は、防水型を使用すること。

規則第23条第4項第1号二(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(イ)に掲げる場所	著しく高温な場所	乾燥室、殺菌室、鑄造場、鍛造場、圧延場、映写室、スタジオ、サウナ室、熱交換室、照明室、貯湯そう室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気が多滞る場所	駐車場、車庫、車路、自家発電室、トラックヤード、荷物取扱所、エンジンテスト室、自動車修理工場、自動車ターミナル、屋内自動車教習所、艇庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	熱アナログ式スポット型感知器を設置する場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多流入するおそれる場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェータ、事務室、休憩室及び控え室、飲食店の客席、厨房周辺の廊下及び通路、食堂、給食室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設置する定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を設置しないこと。 3 前2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設置する場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収容室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺、鮮魚か皇室、ポンプ室、水そう室、その他これらに類する場所	×※	×※	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット感知器及び定温式感知器を設置する場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に設置すること
	火を使用する設備で火炎が出すのが設けられている場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鑄造所、鍛造所、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

- 注1 ○印は当該設置場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用すること。
- 5 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上で、規則第23条第4項第1号ニ（イ）及び（ホ）に掲げる部分は、令第32条を適用して適応熱感知器を設けることができること。
- 6 多信号感知器にあっては、その種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表1により適応感知器とされたものとする。
- 7 ※印の該当場所には、差動式スポット型感知器（防水型）の設置が可能であること。

別表 2

設置場所の環境状態と適応感知器（2）

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎 感 知 器	備 考
環境状態	具 体 例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場、遊技場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室（40㎡未満）、ロッカー室、談話室、面会室、衣装室、その他これらに類する場所	○	○	○				◎		◎	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室、寄宿室、就寝施設のある管理人質、用務員室、休憩室及び警備室、病室、保険室、その他これらに類する場所						◎	◎	◎	◎	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所						◎	◎	◎	◎	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティ、神社等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、野外音楽堂の舞台、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所		○					◎		◎	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェータ、その他これらに類する場所							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設置する場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燦焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書類、衣類等が大量に収容される室							○		○	○	○		
大空間で、かつ、天井	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機		○								○	○	○	

が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	械室、観覧席上部で感知器取付け高さが8m以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、議場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所													
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。

- 2 ◎は、当該場所に感知器を設置する場合、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。（受信機に蓄積機能がないものに限る。）
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあつては光軸、炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用すること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井高さが15m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型2種を、天井高さが20m未満の場合は光電式分離型1種を設置するものであること。
- 8 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表2により適応感知器とされたものであること。
- 9 発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

別記

光警報装置の設置に係る指導基準

1 趣旨

自動火災報知設備については、防火対象物の利用者に火災の発生を伝えるための手段として、音による警報は規定されているが、音以外による警報は統一的な基準がない。

本基準は、音以外による警報の一つである光により火災の発生を伝える光警報装置について、その設置が望ましい防火対象物及び設置場所並びに光警報装置の構造・機能に関する基準を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 光警報装置

自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第6条の4に規格する装置をいう。以下同じ。）から発せられた信号を受信して、光により火災の発生を報知するものをいう。

(2) 光警報制御装置

地区音響鳴動装置から、音響や光による警報を発するための信号を受信、光警報装置にこれらを送信するものをいう。

(3) 地区ベル接点とは、受信機又は中継器内に設けられた地区音響鳴動装置用の接続端子をいう。

3 光警報装置の設置を指導する防火対象物

次の（１）から（３）の防火対象物に対して設置を指導するものとする。

なお、（３）には、（１）及び（２）以外の防火対象物で集客施設、医療施設、公共施設など聴覚障害者の利用が想定されるあらゆる用途の防火対象物が含まれるものとする。

(1) 令別表第1（10）項に掲げる防火対象物のうち大規模な空港、駅その他これらに類する防火対象物

(2) 令別表第1（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち主に聴覚障害者が利用する防火対象物

(3) その他光警報装置により積極的に火災を報知する必要性が高いと認められる部分

4 設置場所

第2に掲げる防火対象物又はその部分のうち、聴覚障害者に対し火災の発生を知らせることが困難な部分には、原則として光警報装置を設置することが望ましい。具体的には、聴覚障害者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される部分や従業員等による避難誘導等が期待できない部分に設置することが考えられる。

なお、次の防火対象物の部分については、原則として光警報装置の設置を要しないものであること。

(1) 基本的に聴覚障害者が長時間滞在することが想定されない部分（具体例：電気室、階段室内、駐車場等）

(2) 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（以下「関係者等」という。）の使用に供される部分（具体例：事務室等）

(3) 関係者等をはじめ周囲の者が聴覚障害者の存在を理解し、火災の発生を知らせることができる状況にある部分

(4) 光警報装置以外の手段（枕等を振動させるシェーカー、文字表示装置、火災が発生した旨の情報が受信できる携帯電話等）により聴覚障害者に対して適切に警報を伝達することができる部分

- (5) 光警報装置の機能に支障を及ぼすおそれのある部分（具体例：浴場等の湯気、水滴及び結露等が発生する場所、著しく高温となる場所等）

5 設置方法（設置高さ及び間隔）

光警報装置を設置する場合は、仕様書等に記載された有効範囲で包含し、光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。ただし、次に掲げる場所にあつては、それぞれ次に定める方法とすることができること。

なお、天井高さが10mを超える部分に光警報装置を設置する場合は、光警報装置の下端が床面の上方10m以内の位置に光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。

(1) 幅員が6メートル以下の廊下、通路等

廊下、通路等の端部及び曲り角から5メートル以内並びに歩行距離30m以内に光警報装置の点滅が容易に確認できるように設置すること。

(2) 床面の短辺距離が30mを超える居室等（任意の位置から光警報装置の点滅が容易に確認できる場合に限る。）

壁面等に水平距離30m以内の間隔で設置すること。

6 構造及び性能

光警報装置及び光警報制御装置の構造及び機能は、次に定めるところによる。

(1) 確実に作動すること。

(2) 耐久性を有すること。

(3) ほこり又は湿気により機能に異常が生じないこと。

(4) 腐食により機能に異常が生じるおそれがある部分には、防食のための措置が講じられていること。

(5) 主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとする。

(6) 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、的確に接続されていること。

(7) 無極性のものを除き、誤接続のおそれのあるものにあつては、誤接続を防止するための適当な措置が講じられていること。

(8) 部品は、機能に異常が生じないように取り付けられていること。

(9) 充電部は、外部から容易に人が触れることができないように、十分に保護されていること。

(10) 定格電圧が60Vを超える光警報装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。

(11) 受信機との間の信号又は光警報制御装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する光警報装置にあつては、次に定めるところによること。

ア 無線設備は、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の17に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

イ 電源に電池を用いる場合にあつては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が光警報装置を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を自動的に発信すること。

(12) 点滅周波数は、0.5Hz以上、2Hz以下であること。

(13) 同一空間内にある光警報装置にあつては、点滅の周期を同期させること。

(14) 同期機能を有するものにあつては、光警報装置間の同期の遅延時間は0.05秒以内にすること。

7 機能

光警報装置の機能は、前6によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 発光は、立ち上がりエッジから立ち下りエッジの時間が0.2秒を超えないパルス波とすること。
- (2) 発光が複数のパルス波群で構成され、当該パルス波群を構成する1のパルス波の立ち下りエッジから次のパルス波の立ち上がりエッジまでの時間が0.04秒より短い時は、当該パルス波群は一つのパルス波と見なす。
- (3) 最大光度は、500cd以下であること。
- (4) 白色光であること。
- (5) 光警報装置の光特性については次に定めるところによること。

光警報装置から発する光の方向に垂直な面で 0.4lm/m^2 以上の照度（法線照度）を対象範囲に照射する光度を確保すること。有効範囲は以下のアからウの分類により設定すること。

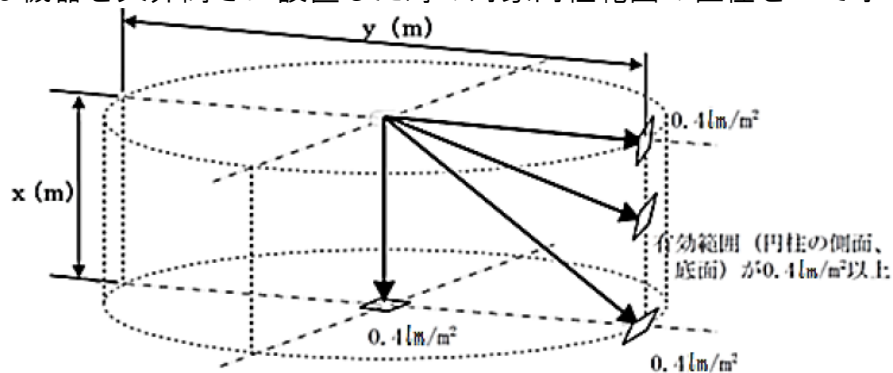
有効範囲の距離 d と 0.4lm/m^2 を確保するための光度の関係は、 $\text{光度} = 0.4 \times d^2$

ア 天井設置用機器

有効範囲を $C-x-y$ として規定し、ここで

x は2.5mから10mの間で機器を設置できる高さを示す。

y は機器を天井高さに設置した時の対象円柱範囲の直径をmで示す。

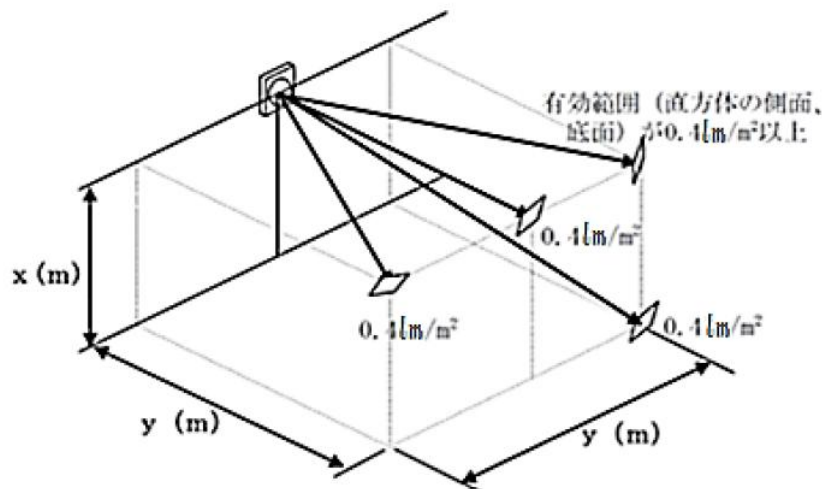


イ 壁設置用機器【図2】

有効範囲を $W-x-y$ と規定し、ここで

x は機器の壁面最大高さを示し、最小値を2.4mとする。

y は機器の対象とする四角の一辺の幅をmで示す。



ウ 上記ア、イ以外の有効範囲指定の機器

有効範囲を（用途）－x－y－z－・・・と規定しx、y、z・・・の内容を規定する。

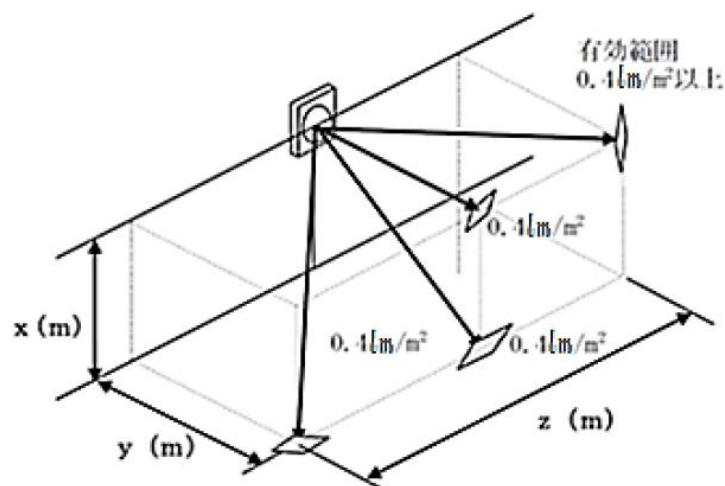
別途指定の例

（廊下用壁設置型）－x－y－z

x は機器の壁面へ設置できる最大高さをmで示す。

y は機器の対象とする四角の正面方向の幅をmで示す。

z は機器の対象とする四角の横幅方向の幅をmで示す。



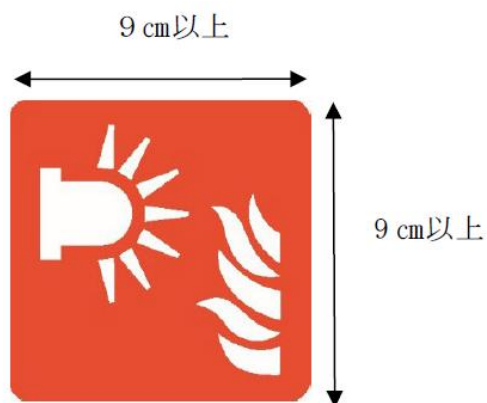
8 標識

防火対象物の利用者に光警報装置が設置されていることを周知するため、出入口等に J I S Z 8 2 1 0 に規定する光警報装置の案内図記号（以下「光警報装置ピクトグラム」という。【図 1】参照）を設置することが望ましい。なお、光警報装置ピクトグラムの設置にあつては、次の事項に留意すること。

- （１）光警報装置ピクトグラムの大きさは、9 c m 角以上とすること。
- （２）建物の出入口や設置室の扉など、利用者に周知しやすい場所に設置すること。
- （３）床面からの高さは見やすい位置とすること。
- （４）光警報装置ピクトグラムに加えて、設置例（【図 2、3】参照）を参考に、日本語及び英語の説明文を併記すること。
- （５）緊急地震速報を受信した際に、光警報装置が点滅するように設置している場合には、その旨を併記すること。なお、緊急地震速報利用者協議会のホームページにある諸手続により「緊急地震速報ピクトグラム」を利用することも可能である。

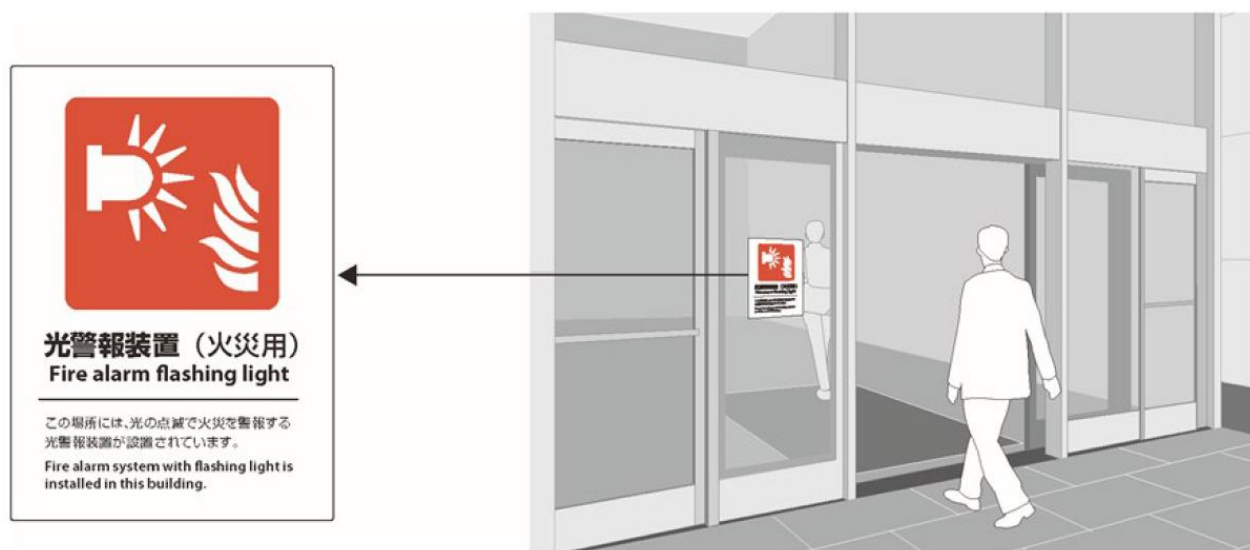
【記載例】

- ・ この場所には、光の点滅で火災を警報する光警報装置が設置されています。
- ・ Fire alarm system with flashing light is installed in this building
- ・ 火災の発生の際に光が点滅します。
- ・ Light flashes in case of fire

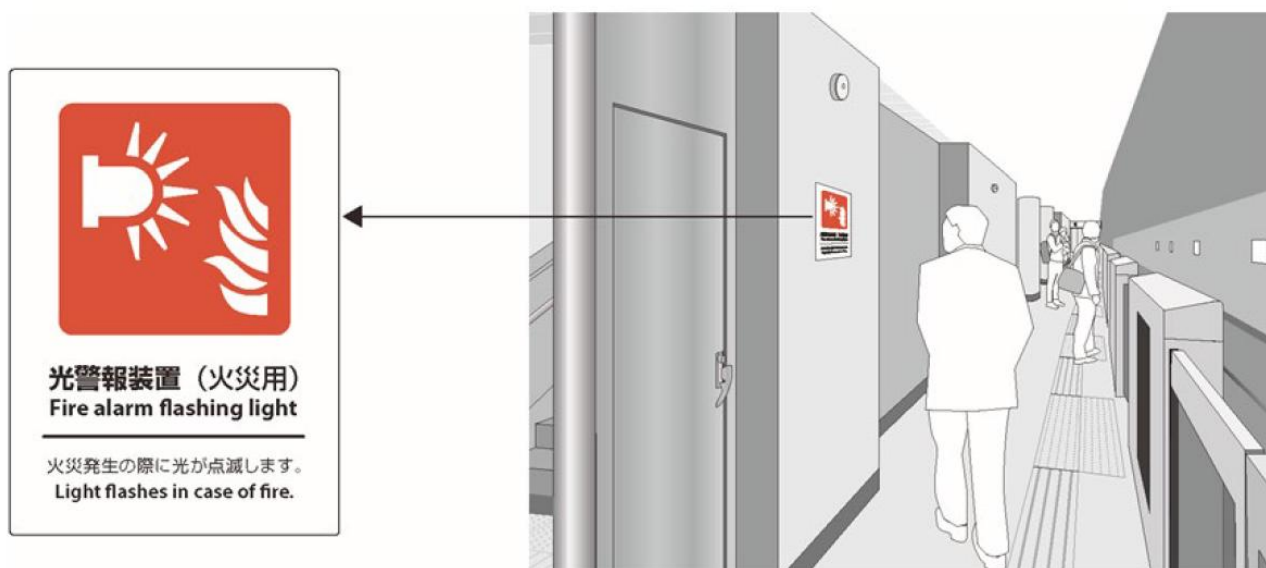


【図 1】

【設置例】



【図 2】 光警報装置を備えた施設を示す例（建物の入り口など）



【図 3】 光警報装置自体を示す例（設置場所付近）

9 接続方法及び電源容量

自動火災報知設備と光警報装置及び光警報制御装置の接続方法及び電源容量の確認は、次のいずれかによること。ただし、原則として、次の（１）イ、（１）ウ、（２）イ又は（２）ウの図に示した光警報装置用の非常電源を有したものを接続するよう指導すること。

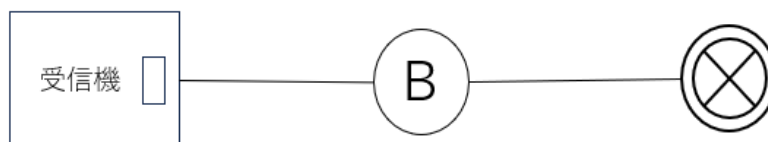
なお、予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。電源容量の確認方法は次の計算例を参考に、着工届に添付された電源与亮計算書により確認すること。

凡例 □：地区ベル接点 ○B：地区ベル接点 ⊗：光警報装置

（１）P型受信機

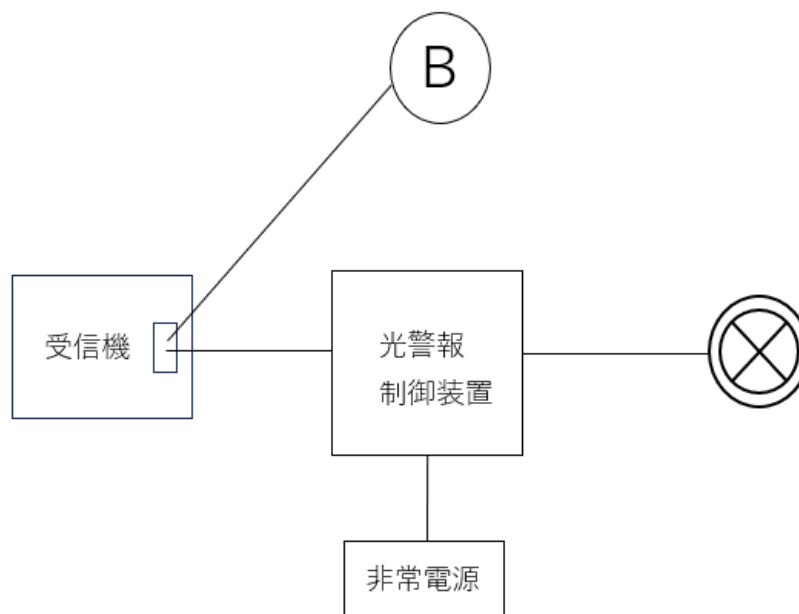
ア 受信機、地区音響装置及び光警報装置を接続する場合

地区音響装置及び光警報装置の最大電流値の合計が、自動火災報知設備の非常電源のうち、地区音響鳴動装置用として定められた電源容量の範囲内であることを確認すること。

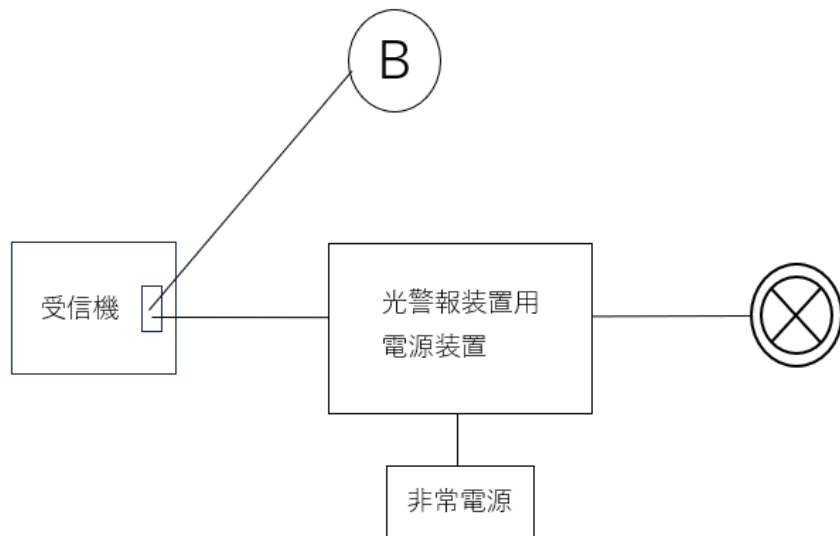


イ 受信機、光警報制御装置及び光警報装置を接続する場合

光警報装置の最大電流値の合計が、光警報制御装置に接続された非常電源の電源容量の範囲内であることを確認すること。

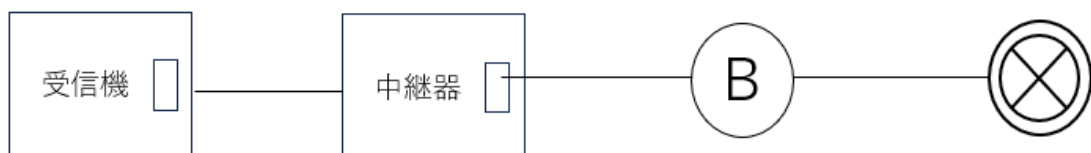


- ウ 受信機、光警報装置用電源装置及び光警報装置を接続する場合
光警報装置の最大電流値の合計が、光警報装置用電源装置に接続された非常電源の電源容量の範囲内であることを確認すること。

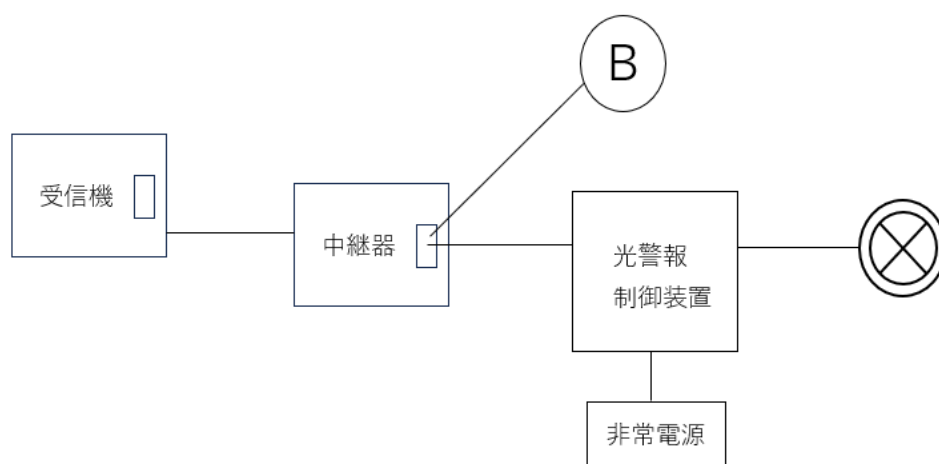


(2) R型受信機

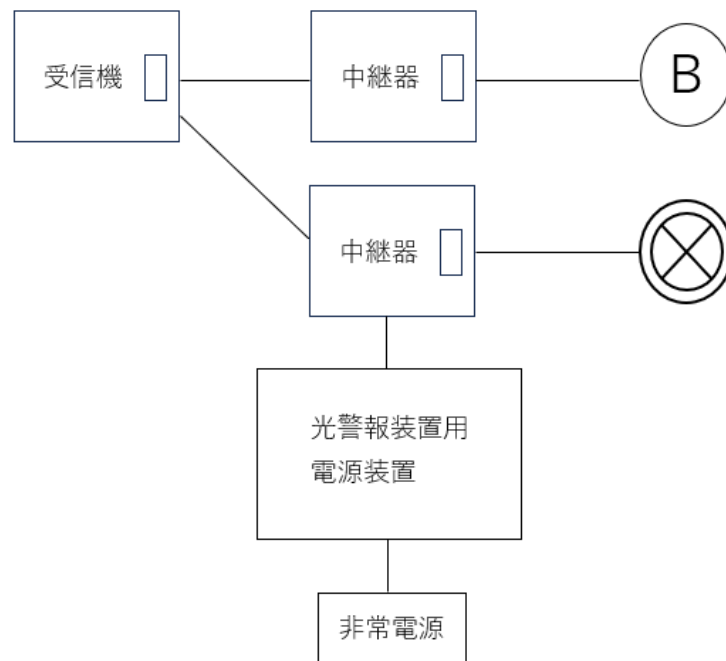
- ア 受信機、中継器、地区音響装置及び光警報装置を接続する場合
電源容量の確認については、前(1)アと同じ。



- イ 受信機、中継器、光警報制御装置及び光警報装置を接続する場合



- ウ 受信機、中継器、光警報装置用電源装置及び光警報装置を接続する場合
電源容量の確認については、前 1 ウと同じ。



10 配線

- (1) 光警報装置等に係る配線は、規則第 24 条第 5 号ホの規定によること。
- (2) 光警報制御装置は、自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないよう、光警報制御装置の二次側の配線が短絡した場合でも短絡部分を切り離す措置が講じられていること。
- (3) 光警報制御装置の二次側に自動火災報知設備の地区音響装置を接続しないこと。

11 届出関係

- (1) 届出に係る添付図書は次によること。ただし、自動火災報知設備に関する添付図書のうち、光警報装置等の設置工事に関連する図書以外は省略することができる。

ア 着工届

平面図、断面図、配線図、自動火災報知設備と光警報装置等の接続状況が確認できる図書、電源容量計算書、光警報装置等の型式評価結果書の写し及び仕様書

イ 設置届

光警報装置等の試験結果が確認できる図書

- (2) 消防設備士でなければ行ってはならない工事

自動火災報知設備の機能に影響のない工事であって、自動火災報知設備の構成機器（配線を含む。）を取り扱わないものについては、令第 36 条の 2 に定める消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当しない。具体的には、光警報装置のベース（配線を含む。）を変更しないで、同種類の光警報装置のヘッド部分を取り換える場合、接続される光警報装置の電源容量を満たす非常電源を有する光警報制御装置に接続する光警報装置のみを増設する場合が該当する。

(3) 点検

光警報装置等に係る点検については、法第17条の3の3に基づく点検及び報告の義務はないが、点検を実施した場合は、その結果を自動火災報知設備の点検票の備考欄に記入するか、任意の様式に記載し、規則第31条の6第3項に基づく維持台帳へ編てつすること。